



人とつながり、土とつながり、房総の未来へつなぐ



DISCLOSURE

2026

JA安房の現況

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JA 安房は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 JA に対するご理解を一層深めていただくために、当 JA の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「JA 安房の現況 ディスクロージャー誌 2026」を作成いたしました。

皆さまが当 JA の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 4 月 安房農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

JA 安房のプロフィール

◇名 称	安房農業協同組合	◇組合員数(正准)	17,651 人
◇設 立	平成 8 年 4 月	◇役 員 数	34 人
◇本店所在地	館山市安東 72	◇職 員 数	153 人
◇出 資 金	29 億円	◇支 店 数	10 店
◇総 資 産	1,675 億円	◇単体自己資本比率	14.60%

令和 7 年 12 月 31 日現在

目 次

あいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	3
4. 事業の概況（令和7年度）	3
5. 農業振興活動	6
6. 地域貢献情報	6
7. リスク管理の状況	6
8. 自己資本の状況	18
9. 主な事業の内容	19

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	32
2. 損益計算書	34
3. キャッシュ・フロー計算書	36
4. 注記表	37
5. 剰余金処分計算書	74
6. 部門別損益計算書	75
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	79
8. 会計監査人の監査	79

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	80
2. 利益総括表	81
3. 資金運用収支の内訳	81
4. 受取・支払利息の増減額	82

III 事業の概況

1. 信用事業	83
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	

- (2) 貸出金等に関する指標
 - ① 科目別貸出金平均残高
 - ② 貸出金の金利条件別内訳残高
 - ③ 貸出金の担保別内訳残高
 - ④ 債務保証見返額の担保別内訳残高
 - ⑤ 貸出金の使途別内訳残高
 - ⑥ 貸出金の業種別残高
 - ⑦ 主要な農業関係の貸出金残高
 - ⑧ 農協法に基づく開示債権の状況
及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況
 - ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
 - ⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
 - ⑪ 貸出金償却の額
- (3) 内国為替取扱実績
- (4) 有価証券に関する指標
 - ① 種類別有価証券平均残高
 - ② 商品有価証券種類別平均残高
 - ③ 有価証券残存期間別残高
- (5) 有価証券等の時価情報等
 - ① 有価証券の時価情報
 - ② 金銭の信託の時価情報
 - ③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、
有価証券関連店頭デリバティブ取引
- (6) 預かり資産の状況
 - ① 投資信託残高（ファンドラップ含む）
 - ② 残高有り投資信託口座数
- 2. 共済取扱実績 ・ ・ ・ ・ ・ 9 2
 - (1) 長期共済保有高
 - (2) 医療系共済の共済金額保有高
 - (3) 介護系その他の共済の共済金額保有高
 - (4) 年金共済の年金保有高
 - (5) 短期共済新契約高
- 3. 農業・生活その他事業取扱実績 ・ ・ ・ ・ ・ 9 4
 - (1) 購買事業取扱実績
 - ① 買取購買品
 - (2) 販売事業取扱実績
 - ① 受託販売品
 - ② 買取販売品

- (3) 保管事業取扱実績
- (4) 利用事業取扱実績
- (5) その他の事業取扱実績
指導事業

IV 経営諸指標

- 1. 利益率 9 8
- 2. 貯貸率・貯証率 9 8

V 自己資本の充実の状況

- 1. 自己資本の構成に関する事項 9 9
- 2. 自己資本の充実度に関する事項 1 0 1
- 3. 信用リスクに関する事項 1 0 7
- 4. 信用リスク削減手法に関する事項 1 1 5
- 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 1 1 8
- 6. 証券化エクスポージャーに関する事項 1 1 8
- 7. CVAリスクに関する事項 1 1 8
- 8. マーケット・リスクに関する事項 1 1 8
- 9. オペレーショナル・リスクに関する事項 1 1 8
- 10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項 1 1 9
- 11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
エクスポージャーに関する事項 . . . 1 2 0
- 12. 金利リスクに関する事項 1 2 1

【役員等の報酬体系】

- 1. 役員 1 2 3
- 2. 職員等 1 2 4

【JAの概要】

- 1. 機構図 1 2 5
- 2. 役員一覧 1 2 6
- 3. 会計監査人の名称 1 2 7
- 4. 組合員数 1 2 7
- 5. 組合員組織の状況 1 2 8
- 6. 特定信用事業代理業者の状況 1 2 8
- 7. 地区一覧 1 2 9
- 8. 沿革・あゆみ 1 3 0
- 9. 店舗等のご案内 1 3 2

あいさつ

平素より、JA安房をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

昨年は、賃上げの動きが継続する一方で物価上昇が次第に鈍化し、実質所得環境に改善の兆しが見られました。金融政策は引き続き安定性を重視した運営が行われ、企業では設備投資や成長投資が着実に進展しました。こうした経済環境のもと、一次産業を含む国内産業の競争力強化に向けた農業政策の進展や、持続的成長に向けた構造改革への意識が一段と高まった一年でした。



引き続き国内経済に目を向けますと、賃上げ効果の持続やエネルギー価格の安定化により、家計への負担軽減が見込まれる一方、地政学リスクや天候不順などの不確定要因も依然として残っており、引き続き慎重な情勢判断が求められています。

当JAは、第10期中期3か年計画の初年度において、「農業振興」「地域活性化」「経営強化」「組織強化」を重点方針に掲げ、各種事業に取り組んでまいりました。あわせて、自己改革工程表に基づき、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする創造的自己改革を推進するとともに、地域から信頼されるJAであり続けるため、コンプライアンス態勢の強化および不祥事の未然防止に努めてまいりました。

一方、JAを取り巻く経営環境は全事業において厳しさを増していることから、経営基盤の強化を目的として組織体制の見直しを行い、5支店の統廃合を実施いたしました。

令和8年度は、第10期中期3か年計画の2年目として、事業活動を一層推進するとともに、自己改革を着実に実行するための具体的方針の明確化、組合員との対話の充実、ならびに自己改革を支える経営基盤の確立・強化に向けた組織改革に、役職員一丸となって取り組んでまいります。今後ともJA事業に対するご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

安房農業協同組合
代表理事組合長 松元善一

1. 経営理念

自覚ある行動で、JA安房と地域の未来をかえる

《行動指針》

- ・組合員と共に、農業振興に全力を注ぎます
- ・人とのつながりを大切にし、信頼の輪を広げます
- ・環境変化に対応し、進化するための改革に挑戦します

2. 経営方針

◇ 営農・経済事業部門

農業生産資材全般の価格が高騰していることから、あらゆる面からの生産コスト低減を最優先課題として取り組みます。

営農事業では、地域の環境と実態に即した農業振興に努め、多様な担い手づくりと多彩な産地づくり、消費者の視点に立った安全、安心な農畜産物の生産と提供に取り組みます。また、各関係機関と連携し認定農業者の育成や新規就農者の確保に努めます。さらに、販売力の強化と流通コストの低減等に取り組み、農業所得の向上を図ります。

経済事業では農業経営を圧迫している農業生産資材価格の高騰に対し、関係機関との連携を強化し、助成措置の検討、事務的支援等に取り組むとともに、作業効率を向上させる情報の提供、暮らしに貢献できる生活資材の提供により、生産者との繋がり強化を図って参ります。

これらの取り組みを着実に実施するために、経営資源を営農・経済事業部門に重点化し、体制を強化します。

◇ 信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図るとともに、事業環境の変化を踏まえ「多様化する農業・地域・暮らしへ貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なJAバンクを目指し、信用事業としての役割発揮に向けて取り組みます。

◇ 共済事業部門

様々なニーズ・ライフプランに合った保障充足の実践及びデジタル情報基盤の利活用促進により「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障提供を行います。また、組合員・利用者本位の推進活動の徹底により、選ばれ続けるJA共済を目指します。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況(令和7年度)

令和7年の日本経済は、賃金の引上げが引き続き進み、物価の上昇率も徐々に落ち着きを見せたことで、実質賃金に改善の兆しが見られた一年でした。

また、日本銀行は、慎重な金融政策の運営を続け、企業の設備投資にも持続的な動きがみられるなど、経済全体として緩やかな回復基調が続いた年でした。こうした中、初の女性総理誕生に政権のあり方や政治の刷新に期待が寄せられました。

株価・為替においては、日経平均株価は好調に推移し、史上最高値を更新しました。また、米国との金融政策の違いによる金利差を反映するかたちで円安が進行しました。

国内農業を見ると米の価格が、米不足の懸念から過去にない高水準で推移しました。しかし、生産現場では、農業者の高齢化や担い手不足、さらには、依然として高止まりする肥料・飼料などの生産資材コスト、物流の担い手不足に起因するコスト増など、多くの課題が続いております。また、気候変動に伴う異常気象が生産現場へ及ぼす影響も大きく、持続的な農業の実現に向けた取り組みは、一層重要となっております。

このような情勢下での当組合の財務状況については、自己資本の増強に取り組んできた結果、自己資本比率は14.60%となっております。

収益面では、事業利益が2億98百万円、経常利益は3億43百万円となり、法人税等控除後の当期剰余金は2億39百万円となりました。

主な事業活動の成果については、厳しい経済情勢の中、組合員皆様のご協力に

より以下のとおりとなりました。

営農事業の指導部門では、生産履歴簿の記帳を徹底し、農薬の適正使用を指導することで「食の安全・安心産地づくり」に取り組みました。

生活指導部門では、234名の組合員が検診を受診し、結果報告会を通じて病気の予防や早期発見等の重要性を共有しました。これにより、組合員の健康づくりを支援する取り組みを一層強化しました。

担い手対策では、水稻若手後継者や農業法人従業員を対象とした「良稲の学び舎」を活かし、18名の生産者の育成に努めました。

水稻新品種「ZR1・にじのきらめき」を作付けする生産者を対象とした生産販売情報交換会を開催し契約栽培米の拡大に取り組みました。

多様な担い手育成を目的に、「農業元気塾」を開講し、延べ40名が受講し、地域農業の担い手確保に大きく貢献しました。

南房総農業支援センターとの共催により、新規生産者育成と生産技術向上を目的としたチャレンジセミナーを開催。「食用ナバナ・チャレンジセミナー」に80名、「シシトウ・チャレンジセミナー」には66名が参加し、過去受講者のうち規模拡大を目指す10名を対象に「ステップアップセミナー」を開催し更に技術を習得していただきました。

有害鳥獣被害防止対策として防護柵資材の助成と研修会を行い、10名の参加をいただき被害軽減に取り組みました。

販売部門では、生産者の収入安定と経営計画の円滑化を図るため、契約販売を推進しました。また、農産物の産地情報を定期的に発信し、取引先との継続的な情報交換を通じて、信頼関係の一層の強化と販売力の強化に努めました。加えて、レモンや加工用びわを中心とした買取販売を拡充し、地域農産物の安定的な取扱い体制の整備を進めました。また、取引先および取扱数量を前年より拡大することで価格安定に努め、新規生産者の受け入れを積極的に推進しました。さらに、新規品目の買取販売にも取り組み、販路の拡充を図りました。

消費宣伝活動では、直売所や量販店等で産地の情報発信や販売促進活動を実施し、JA安房の農産物PRに努めました。

JAグリーンでは、会員数の拡大に努めた結果、農産物や加工品が増加し、産直品売り上げ増加となりました。さらに、定期イベントの開催や県内JAの直売所と連携を強化し、販売力の向上に取り組みました。

畜産部門では、良質な生乳の安定出荷と優良和牛の出荷を推進しました。さら

に、酪農から和牛繁殖への転換を支援し、和牛改良組合との連携を強化することで和牛生産振興に取り組みました。

その結果、販売品取扱高は55億14百万円となりました。

購買事業の生産資材部門では、共同注文や予約注文体制の強化を通じて生産コスト削減とシェア拡大を推進し、生産者所得の向上に努めました。また、生分解性マルチの普及拡大により、環境保全型農業への対応を進めました。

エネルギー部門では、SNS等を活用したキャンペーンによりJASSの油量取り扱いを維持・拡大しました。また、営農用燃料助成の実施で生産コスト低減を図りました。さらに、クミアイプロパンの安定供給とJAでんきの普及促進にも取り組みました。

農業機械部門では、実演会や展示会を開催し、作業効率化と労働負担軽減に寄与する農業機械の取り扱い拡大に努めました。加えて、修理サービスの充実や、米価格高騰下での高需要に応じた早期納品体制の強化に取り組みました。

生活関連部門では、主食米の価格高騰を受けて既存取引先への安定供給を確保し、新規取引先の開拓により食品取扱額を大幅に伸ばしました。また、シロアリ防除の取り扱い拡大や各種展示会の開催を通じた「快適な暮らしへの提案」の拡充、葬儀式場「虹のホール」を活用した葬儀サービスの提供や「JA虹の友」加入促進に取り組みました。

これらの取り組みにより、購買品取扱高は46億62百万円となりました。

信用事業では、各種定期貯金キャンペーンの実施と、年金口座獲得推進により、貯金期末残高1,553億88百万円となりました。

貸出では、融資専任担当者を中心に各支店担当者、各部署と情報を共有し、有利な農業資金の提案、住宅業者への営業を行い、住宅ローンの普及に努めました。地方公共団体貸付の実行等により、貸出金期末残高171億85百万円となりました。

共済事業では、組合員・利用者を第一に考えた、一人ひとりに寄り添った活動を基本とし、3Q活動をはじめLA・スマイルサポーターの活動強化に取り組みました。地域貢献活動の一環としてアンパンマン交通安全キャラバンの開催をしました。また、相続対策を意識した一時払終身共済への取り組み、昨年からの取扱いを始めたがん共済及び医療共済への取り組みを強化した結果、推進総合ポイントは566万ポイントとなりました。

5. 農業振興活動

- ◇ 有害鳥獣被害軽減対策に取り組んでいます。
- ◇ J Aグリーンで新鮮な地元産農産物の販売を行っています。
- ◇ 需要に基づく農産物の生産販売を図っています。
- ◇ 新規就農者の相談・育成・営農支援を行っています。
- ◇ 認定農業者等への農業経営支援、農業制度資金普及活動を行っています。

6. 地域貢献情報

◇ 社会貢献活動

- ・ 学校給食への地元農産物の提供に係る支援
- ・ 地域行事への参加
- ・ 各種農業関連イベントや、地域活動への協賛・後援
- ・ 年金相談会の開催
- ・ 日本赤十字社の献血への積極的参加

◇ 地域貢献情報

当 J A は、館山市、南房総市、鋸南町、鴨川市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当 J A の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当 J A では農業者等に対する資金繰り支援、資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当 J A は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、J A の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

7. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

[リスク管理方針等]

組合員・利用者の皆さまに安心して J A をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高ま

っています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な金融市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変わり、資産・負債から生み出される収益に損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のみスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なく

されることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことで

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことで

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことで

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主（自店）検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことで

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

◇法令遵守体制

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行うため、組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、各課・支店・事業所にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を置いています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等受付窓口を設置しています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、一般社団法人JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(電話:0470-24-9111(月~金 8時30分~17時))

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

一般社団法人JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)

東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)

第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)

第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)

①の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話:03-6837-1359)にお申し出ください。なお、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センターについては、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・ 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話 : 03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧
いただるか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ J Aバンク利用者保護等管理方針

当 J Aは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者(利用者
になろうとする者を含む。以下同じ。)の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方
針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化
の観点からの説明を含む。)および情報提供を適切かつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじ
めとした金融円滑化の観点からの対応を含む。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう
適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得な
らびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講
じる。
4. 当 J Aが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への
対応が適切に行われるよう努める。
5. 当 J Aとの取引に伴い、当 J Aの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利
益相反管理のための態勢整備に努める。

◇ 金融円滑化にかかる基本方針

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとす
る地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要
な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適
切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合に

は、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。

2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的、かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うよう努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。

4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 金融円滑化管理に関する体制

当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑な措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備しております。

具体的には、

- (1) 組合長以下、関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当組合は、事業を行うにつくまて、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(管理態勢等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(職員の安全確保)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

◇個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取り扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取り扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取り扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

内部監査は、JAの本店・支店・事業所のすべてを対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、改善への取り組みを求めるとともに被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに代表理事組合長、理事会、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇内部統制システム基本方針

当組合は、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
 - ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
 - ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

〈運用状況について〉

組合の基本理念実践として、役職員の行動規範、倫理基準を定め、定期的な研修会の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めている。業務分掌等により各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしたうえで、諸規程の整備・運用を実施している。自主（自店）検査、内部監査の実施、ヘルプラインの設置・運営により、不法行為の早期発見に努めている。さらに、監事による監査が実施されている。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

〈運用状況について〉

情報セキュリティに係る基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応をはかっている。また、サイバーセキュリティ対策として、インターネット接続環境と業務ネットワークの分離、ホームページWebサイト改ざん検知の導入、連絡体制の構築およびF i r e W a l lの脆弱性管理を行っている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

〈運用状況について〉

リスク管理基本方針を策定し、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに理事会で定期的に協議・検討を行っている。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

〈運用状況について〉

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。人材育成指針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。

- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

〈運用状況について〉

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。

6. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

〈運用状況について〉

経理規程・要領を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めている。

7. 県中央会の業務監査、経営相談との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用をはかるため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

〈運用状況について〉

県中央会の業務監査、経営相談と適宜連携し、内部統制システムに関する重大なリスクの把握と改善および内部監査の品質向上に取り組んでいる。県中央会の業務監査、経営相談の指摘事項については、改善に取り組むとともに、内部監査も活用してその改善状況をフォローしている。

8. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 J A では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組み、内部留保に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 7 年 12 月末における自己資本比率は、14.60%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 J A の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額 2,993 百万円（前年度 3,035 百万円）

当 J A は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 J A が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成 19 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・財務基盤強化を図っております。

9. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、JA、農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

① 貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額に合わせてご利用いただいております。

また、公共料金、県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯 金 商 品 一 覧

(令和8年4月1日現在)

種 類	期 間	預入金額	特 徴
当 座 貯 金	定めなし	1円以上 1円単位	小切手等の決済支払い貯金、無利息
普 通 貯 金	定めなし	1円以上 1円単位	入出金自由、各種自動振替、キャッシュカード発行可
総 合 口 座	定めなし	1円以上 1円単位	普通貯金と定期貯金がセット、定期貯金担保で当座貸越をします。
決 済 用 貯 金	定めなし	1円以上 1円単位	入出金自由、各種自動振替、キャッシュカード発行可 無利息型貯金
貯 蓄 貯 金	定めなし	1円以上 1円単位	安全・流動性・収益性に優れています。
期日指定定期貯金	最長預入期間 3年(据置1年)	1円以上 300万円未満 1円単位	満期日を据置期間満了日から預入期限までの間任意の日を指定できます。
スーパー定期貯金	単利型:1・2・3・6ヶ月 1・2・3・4・5・7・10年 複利型:3・4・5・7・10年	1円以上 1円単位	預入時の店頭表示の利率が満期日まで適用されます。
大口定期貯金	1・2・3・6ヶ月 1・2・3・4・5・7・10年	1,000万円以上 1円単位	預入時の店頭表示の利率が満期日まで適用されます。
変動金利定期貯金	1・2・3年	1円以上 1円単位	6ヶ月ごとに適用利率を変動します。
定 期 積 金	6ヶ月以上 10年以下	1回1,000円以上 1円単位	無理なく毎月積み立て、積金契約時の利回りを満期日まで適用します。

② 融資業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

融 資 商 品 一 覧

(令和8年4月1日現在)

種 類	期 間	貸 出 金 額	資 金 使 途	
農 業	営 農 資 金	10年以内	所要資金の100%以内	農業経営に要する施設・資材の購入資金
	農 業 近 代 化 資 金	15年以内	規則、通達に定める額の範囲内	農業近代化資金助成法及び千葉県規則に定める資金
	JA交付金等つなぎ資金	1年以内	交付金相当額のうちJA口座にご入金される金額内	国等の行政による各種交付金等受領までのつなぎ資金
	JA農機ハウスローン	15年以内	1,800万円以内	農業・地域の振興に資する事業に必要な資金
	JAアグリマイティー資金	15年以内	所要資金の100%以内	農業・地域の振興に資する事業に必要な資金
農 外	農 外 事 業 資 金	25年以内	所要資金の80%以内	農外事業を行うために要する資金
	賃 貸 住 宅 資 金	30年以内	所要資金の100%以内	組合員自ら経営を行う賃貸住宅に要する資金
	当 座 貸 越	1年以内	年間売上の50%以内	営業・事業に必要な短期の運転資金
そ の 他	団 体 資 金	10年以内	所要資金の100%以内	団体が必要とする事業資金及び組合が認める資金等
	公 共 資 金	15年以内	所要資金の100%以内	公共団体が必要とする事業資金
生 活 一 般	J A 住 宅 ロ ー ン	50年以内	10万円以上10,000万円以内で担保価格以内	宅地・住宅の取得及び増改築資金及び庭園の造成・整備資金
	JAリフォームローン	1年以上 15年以内	10万円以上 1,500万円以内	既存住宅の増改築・住宅関連設備資金・庭園等の造成資金
	JAマイカーローン	6ヶ月以上 15年以内	10万円以上 1,000万円以内	自動車・バイクの購入および購入に付帯する諸費用等
	J A 教 育 ロ ー ン	据置期間を含め 15年以内	10万円以上 1,000万円以内	入学金など教育に必要な資金

種 類		期 間	貸 出 金 額	資 金 使 途
生 活 一 般	J A カードローン	1年毎の更新	20・50・100・200・300 万円	生活向上に資するための資金
	J A フリーローン	6ヶ月以上 15年以内	10万円以上 500万円以内	生活に必要とする一切の資金
	J A 賃貸住宅ローン	1年以上 30年以内	1百万円以上 300百万円以内	賃貸住宅の建設、増改築、補改修を目的とする資金
	生 活 資 金	7年以内	所要資金の 80%以内	組合員等の必要とする生活資金
	共 済 担 保	満期日まで 5年以内	共済契約の 貸付可能額以内	共済契約者が必要とする資金

③ 為替業務

全国の J A ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J A の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

④ 国債・投資信託窓口販売

国債(新窓販国債、個人向け国債)の窓口販売を全支店で取り扱いしております。
投資信託(NISA(小額投資非課税制度))の窓口販売を本店で取り扱いしております。

⑤ 遺言信託業務

農中信託銀行株式会社の代理店として、遺言信託業務及び遺産整理業務を取り扱いしております。

⑥ 個人型確定拠出年金(iDeCo)

みずほ銀行が管理運営機関である J A の iDeCo(みずほプラン)を取り扱いしております。

⑦ その他の業務及びサービス

当 J A では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、全国の J A での貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

⑧ 信用事業手数料一覧

㊦ 振込・送金手数料

(令和8年4月1日現在)

利用区分			当JA		県内 JA宛	県外 JA宛	他金融 機関宛	
			自店舗宛	他店舗宛				
振込 手数料	窓口	電信扱	3万円以上	330円 <small>(内消費税30円)</small>	440円 <small>(内消費税40円)</small>	440円 <small>(内消費税40円)</small>	440円 <small>(内消費税40円)</small>	770円 <small>(内消費税70円)</small>
			1万円以上 3万円未満	220円 <small>(内消費税20円)</small>	220円 <small>(内消費税20円)</small>	220円 <small>(内消費税20円)</small>	220円 <small>(内消費税20円)</small>	550円 <small>(内消費税50円)</small>
			1万円未満	110円 <small>(内消費税10円)</small>	110円 <small>(内消費税10円)</small>	220円 <small>(内消費税20円)</small>	220円 <small>(内消費税20円)</small>	550円 <small>(内消費税50円)</small>
		文書扱	3万円以上	—	—	440円 <small>(内消費税40円)</small>	440円 <small>(内消費税40円)</small>	660円 <small>(内消費税60円)</small>
			3万円未満	—	—	220円 <small>(内消費税20円)</small>	220円 <small>(内消費税20円)</small>	440円 <small>(内消費税40円)</small>
		A T M	キャッシュカード扱	3万円以上	無料	220円 <small>(内消費税20円)</small>	220円 <small>(内消費税20円)</small>	220円 <small>(内消費税20円)</small>
	3万円未満			無料	110円 <small>(内消費税10円)</small>	110円 <small>(内消費税10円)</small>	110円 <small>(内消費税10円)</small>	220円 <small>(内消費税20円)</small>
	ネットバンク		3万円以上	無料	無料	220円 <small>(内消費税20円)</small>	220円 <small>(内消費税20円)</small>	330円 <small>(内消費税30円)</small>
			3万円未満	無料	無料	110円 <small>(内消費税10円)</small>	110円 <small>(内消費税10円)</small>	220円 <small>(内消費税20円)</small>
	法人ネットバンク		3万円以上	無料	無料	220円 <small>(内消費税20円)</small>	220円 <small>(内消費税20円)</small>	330円 <small>(内消費税30円)</small>
			3万円未満	無料	無料	110円 <small>(内消費税10円)</small>	110円 <small>(内消費税10円)</small>	220円 <small>(内消費税20円)</small>
	送金手数料		至急扱	440円 <small>(内消費税40円)</small>	440円 <small>(内消費税40円)</small>	440円 <small>(内消費税40円)</small>	440円 <small>(内消費税40円)</small>	770円 <small>(内消費税70円)</small>
普通扱			440円 <small>(内消費税40円)</small>	440円 <small>(内消費税40円)</small>	440円 <small>(内消費税40円)</small>	440円 <small>(内消費税40円)</small>	550円 <small>(内消費税50円)</small>	

※ 組合員(ご本人様)が窓口にて当支店のお客様口座に振込む場合は、上記自店舗宛の手数料を免除いたします。

①両替手数料・紙幣・硬貨整理手数料

(令和8年4月1日現在)

1枚～50枚	無料
51枚～100枚	550円 <small>(内消費税50円)</small>
101枚～500枚	825円 <small>(内消費税75円)</small>
501枚～1,000枚	1,100円 <small>(内消費税100円)</small>
1,001枚以上	1,650円 (500枚毎に550円を加算)

※両替枚数は、持参した紙幣・硬貨の合計枚数と持帰る合計枚数のいずれか多い枚数といたします。

※同日に複数回ご利用される場合は、紙幣、硬貨枚数を合算いたします。

※窓口来店・訪問いずれの場合も対象といたします。

※現金での貯金払戻しの際に金種を指定された場合（1万円札の枚数は除く）にも対象といたします。

※記念硬貨への交換は無料です。

※入金・振込・払込等の際に、枚数に応じて上記手数料をいただきます。

(1万円札の枚数は除く)

※金額算定後にご入金を取りやめる場合も、手数料をいただきます。

※枚数を数えてご来店された場合も、JAにて精査しますので手数料をいただきます。

※募金・義援金の場合は無料です。

②貯金口座振替、貯金口座振込（契約書締結）・定時自動集金・定時自動送金

(令和8年4月1日現在)

利用区分	単位	手数料
貯金口座振替・貯金口座振込（契約済）	1件	55円 <small>(内消費税5円)</small>
定時自動集金	1件	55円 <small>(内消費税5円)</small>
定時自動送金（JA安房）	1件	55円 <small>(内消費税5円)</small>
定時自動送金（JA安房以外）	手数料は振込手数料(窓口電信)に準ずる	

㊦ ATM手数料

(令和8年4月1日現在)

金融機関名	お取引内容	利用時間			
		平日 8:45～18:00	土曜 9:00～14:00	平日・土曜日の その他時間帯 および 日曜日・祝日	
JAバンク	入出金	無料	無料	無料	
提携金融機関	JFマリンバンク	出 金	無料	無料	無料
	三菱東京UFJ 銀行	出 金	無料	110 円 (内消費税 10 円)	110 円 (内消費税 10 円)
	セブン銀行	入出金	110 円 (内消費税 10 円)	220 円 (内消費税 20 円)	220 円 (内消費税 20 円)
	イーネット ATM	入出金	110 円 (内消費税 10 円)	220 円 (内消費税 20 円)	220 円 (内消費税 20 円)
	ローソン ATM	入出金	110 円 (内消費税 10 円)	220 円 (内消費税 20 円)	220 円 (内消費税 20 円)
	ゆうちょ銀行	入出金	110 円 (内消費税 10 円)	220 円 (内消費税 20 円)	220 円 (内消費税 20 円)
	その他 (MICS 提携)	出 金	110 円 (内消費税 10 円)	220 円 (内消費税 20 円)	220 円 (内消費税 20 円)

※ 稼働時間は ATM により異なります。

※ イーネット ATM はファミリーマート、スリーエフ、ポプラ等のコンビニエンス・ストアに設置されています。

※ その他(MICS 提携)は金融機関により手数料が異なる場合がございます。詳しくはご利用 ATM の掲示等でご確認下さい。また、残高照会は時間帯にかかわらず無料でご利用いただけます。

④ その他手数料①

(令和8年4月1日現在)

利用区分		単位	金額	備考	
カードローン口座	口座開設	1 口座	1,100 円 (内消費税 100 円)		
ICキャッシュカード		1 件	無料		
JAカード(ICキャッシュカード一体型)		1 件	無料		
再発行	通帳・証書	1 件	550 円 (内消費税 50 円)		
	キャッシュカード・ローンカード	1 件	550 円 (内消費税 50 円)		
	ICキャッシュカード	1 件	1,100 円 (内消費税 100 円)		
	JAカード(ICキャッシュカード一体型)	1 件	550 円 (内消費税 50 円)		
残高証明書発行		1 通	220 円 (内消費税 20 円)		
残高証明書発行(英文)		1 通	660 円 (内消費税 60 円)		
取引履歴発行		1 件	440 円 (内消費税 40 円)	正組合員を除く。	
未利用口座管理手数料		1 口座	年間 1,320 円 (内消費税 120 円)	対象貯金: 普通貯金・貯蓄貯金 対象金額: 残高 10,000 円未満 未利用期間: 最終異動日から 2 年	
代金取立 手数料	電子交換	即日入金分	1 通	無料	お預かり後ただちに入 金可能な取り立てを指 します。
		上記以外	1 通	880 円 (内消費税 80 円)	
	個別取立	1 通	1,100 円 (内消費税 100 円)	通帳等の取立等、電子 交換の対象外や、電子 交換所に参加しない金 融機関宛の手形・小切 手など直接郵送で対応 が必要なものが対象と なります。	

利 用 区 分	単 位	金 額	備 考
送金・振込の組戻料	1 件	660 円 (内消費税 60 円)	手数料を超える経費がある場合にはその実費を徴収。
取立手形組戻料	1 通	1,100 円 (内消費税 100 円)	
取立手形店頭提示料	1 通	1,100 円 (内消費税 100 円)	
不渡り手形返却料	1 通	1,100 円 (内消費税 100 円)	

〔共済事業〕

J A共済の使命は、組合員・利用者の皆さまが不安なく暮らせるよう、生活を取り巻くさまざまなリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。

万一のときや病気、ケガ、老後などに備える「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などさまざまな自然災害に備える「いえ」の保障。そして自動車事故による賠償やケガ、修理に備える「くるま」の保障。この「ひと・いえ・くるまの総合保障」を通じて、それぞれの目的やライフプランに応じて充実した保障を提供し、皆さまの毎日の暮らしをバックアップしていきます。

共 済 商 品 一 覧

(令和8年4月1日現在)

商 品 名	内 容
終身共済	<ul style="list-style-type: none"> ・一生涯にわたって万一の保障を確保できます。 ・死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。 ・所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。
生存給付特則付 一時払終身共済	<ul style="list-style-type: none"> ・生存給付金を生前贈与としてご活用いただけます。 ・死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。 ・医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申し込みいただけます。
定期生命共済	<ul style="list-style-type: none"> ・お手頃な共済掛金で、ライフプランに合わせて必要な期間が選べます。 ・死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。 ・所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。
定期生命共済 遡減期間設定型	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じて保障金額を遡減させることで、お手頃な共済掛金で必要十分な保障を準備できます。 ・遡減開始時期は一定の範囲内で任意に設定可能であり、柔軟な保障設計ができます。 ・死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。 ・所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。
養老生命共済	<ul style="list-style-type: none"> ・貯蓄しながら備えられる万一の保証です。 ・死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。 ・所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。
医療共済	<ul style="list-style-type: none"> ・日帰り入院からまとまった一時金が受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。 ・一生涯保障や先進医療保障など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。 ・健康を維持した場合に健康祝金が受け取れます。

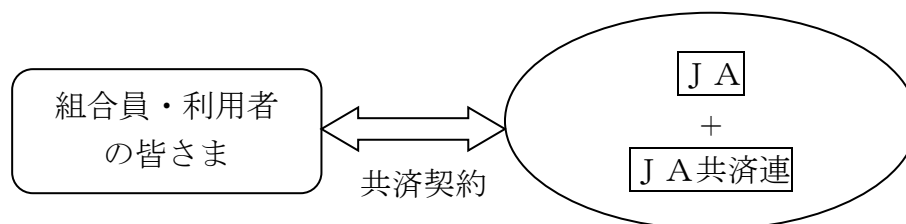
商品名	内 容
がん共済	<ul style="list-style-type: none"> ・上皮内がんを含むさまざまな“がん”や脳腫瘍の診断時や再発時、入院・手術など幅広く保障します。 ・がんの長期化や再発時にがん治療共済金を受け取れます。 ・入院1日目から保障し、長期入院も日数無制限で保障しますので、安心です。 ・ご意向にあわせて、保障内容を選べます。
生活障害共済	<ul style="list-style-type: none"> ・公的な制度である身体障害者手帳制度と連動したわかりやすい保障です。 ・身体障害状態を幅広く保障します。原因が病気かケガかを問わず保障します。 ・一時的な支出に備えられる「一時金型」、収入の減少や支出の増加に備えられる「定期年金型」のプランを選べます。
特定重度疾病共済	<ul style="list-style-type: none"> ・三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。 ・4つの疾病区分ごとに、共済期間を通じてそれぞれ1回、最大で4回共済金をお支払いします。 ・継続的な治療によるさまざまな経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金で受け取れます。
認知共済	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害(MCI)まで幅広く保障します。 ・認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートする各種サービスがご利用いただけます。 ・簡単な告知でお申し込みいただけます。
介護共済	<ul style="list-style-type: none"> ・一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。 ・介護共済金(一時金)はご自宅の改修などの初期費用に役立てられます。 ・公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。
予定利率変動型年金共済	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年(毎月)の共済掛金で老後の生活資金が積立感覚で準備できます。また、年金額の増加が期待でき、一度増加した年金は減りません。 ・個人年金保険料控除が受けられます。 ・医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申し込みいただけます。 ・加入年齢・払込終了年齢・年金支払開始年齢に応じた柔軟な保障設計ができます。
こども共済	<ul style="list-style-type: none"> ・学資金のお受け取りは、進学時期に合わせた中学・高校・大学プランからお選びいただけます。 ・高い貯蓄性と保障がバランスよく備わっていて、効率的に資金準備できます。 ・ご契約者(親族)がもしものとき、その後の共済掛金はいただきません。 ・お子さま・お孫さまのために75歳までご契約いただけます。
建物更生共済	<ul style="list-style-type: none"> ・火災や盗難などの事故はもちろん、台風や地震などの自然災害による損害も、しっかり保障します。 ・掛捨てではありません。保証期間満了時に満期共済金をお支払いします。 ・ご契約された建物や家財について発生した火災や自然災害によって、ケガをされたり、死亡されたりしたときには、傷害共済金をお支払いします。

商品名	内容
自動車共済	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を過失割合に関係なく保障。さらに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障します。 ・JAの自賠償共済とセットでご加入の場合の対人賠償保障の共済掛金が割引になる自賠償共済セット割引や、農業用利用の貨物車の場合に共済掛金が割引になる農業用貨物車割引、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が行う安全性検査に合格した農業用自動車の場合に共済掛金が割引になる農業用安全自動車割引があります。 ・無事故を継続すると最大20等級までの無事故割引等級が適用され、共済掛金が最高63%まで割引引かれます。また、保険会社等から乗りかえた場合についても、等級を引き継ぐことができます。 ・24時間・365日、フリーダイヤルで自動車事故の受付やアドバイスをを行うほか、故障時の応急対応やレッカー移動も24時間体制で実施しています。 ・自動車事故によりお車の修理が必要となったご契約者さまに対し、JA共済では全国約1,600工場が加盟する指定工場ネットワークを有しており、質の高いさまざまなサービスをご提供しています。
農業者賠償責任共済	<ul style="list-style-type: none"> ・農業に関する幅広い賠償責任をカバーします。 ・農地面積と支払限度額に基づく、わかりやすい共済掛金設定です。 ・自動継続のため、継続手続き不要です。

※ほかにも「一時払終身共済（平 28.10）」「傷害共済」「火災共済」「自賠償共済」「賠償責任共済」等をご用意しています。

◇ J A 共済の仕組み

J A 共済は、J A と J A 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。J A と J A 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。



J A

J A 共済の窓口です。

組合員・利用者の皆さまの立場に立った事業活動で皆さまの暮らしをサポートしています。

J A 共済連

J A と一体になって J A 共済事業を運営しています。

各種の企画、仕組開発、資産運用業務や支払共済金にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

〔農業関連事業〕

① 販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安全・安心な農畜産物をお届けするため、真空予冷庫の活用、トレーサビリティの拡充強化、ポジティブリスト制度への対応を行い、市場に出荷しています。

② 購買事業

購買事業は、農業者や消費者に肥料、農機具、飼料などの生産資材や食品、日用雑貨用品、耐久消費財など生活資材をできるだけ安く、良質なものを安定的に供給しています。

〔営農・生活相談事業〕

① 営農指導事業

当JAでは、利用者・組合員が気軽に相談できる体制を事業の一環として行っています。

組合員の営農・生活指導はもとより、健康相談などの総合的相談機能により、暮らし全般にわたってサポートしています。

〔生活関連事業〕

① 店舗事業

JAグリーンは、地元産を使用した店頭精米、地域の安心で新鮮な農産物を販売しています。農家や地域の人たちのため、肥料・農薬・農業資材などを豊富に取り揃え、土曜、日曜、祝日もオープンしている店舗です。

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的
制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフ
ティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編
強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強
化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと
「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組
みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システ
ム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の
充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻
を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA
等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)
経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが
拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のた
めに必要な資本注入などの支援を行います。

※令和7年3月末における残高は1,653億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案
力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の
一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった
場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序
の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する
「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責
任準備金残高は、令和7年3月末現在で4,861億円となっています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

資 産 の 部		
科 目	令和6年度 (令和6年12月31日)	令和7年度 (令和7年12月31日)
1. 信用事業資産	155,430,979	153,973,012
(1) 現金	806,028	1,768,015
(2) 預金	118,212,280	115,857,503
系統預金	118,123,373	115,726,852
系統外預金	88,907	130,650
(3) 金銭の信託	1,000,000	1,000,000
(4) 有価証券	17,744,572	17,310,916
国債	4,447,822	4,549,384
地方債	500,000	500,000
社債	5,477,300	5,949,921
株式	1,280,347	1,358,607
受益証券	4,379,551	3,107,141
投資証券	1,659,551	1,845,861
(5) 貸出金	17,090,027	17,185,418
(6) その他の信用事業資産	578,070	851,158
未収収益	565,814	739,807
その他の資産	12,255	111,350
2. 共済事業資産	6,749	10,381
(1) 共済未収収益	6,266	9,744
(2) その他の共済事業資産	483	637
3. 経済事業資産	1,175,536	1,241,427
(1) 経済事業未収金	491,577	438,821
購買未収金	369,331	350,946
販売未収金	119,310	85,395
その他事業未収金	2,936	2,479
(2) 経済受託債権	475,975	585,762
(3) 棚卸資産	206,321	216,093
繰越購買品	201,276	209,844
印紙・証紙	407	197
その他棚卸資産	4,636	6,051
(4) その他の経済事業資産	6,251	6,115
(5) 貸倒引当金(控除)	△4,589	△5,366
4. 雑資産	168,933	224,242
5. 固定資産	5,363,741	5,406,189
(1) 有形固定資産	5,363,463	5,381,333
建物	4,268,543	4,279,867
機械装置	1,050,443	1,109,165
土地	3,768,096	3,768,096
建設仮勘定	1,610	9,590
その他の有形固定資産	1,143,980	1,117,969
減価償却累計額(控除)	△4,869,210	△4,903,355
(2) 無形固定資産	277	24,856
その他の無形固定資産	277	24,856
6. 外部出資産	6,210,543	6,210,613
系統出資産	5,975,214	5,975,214
系統外出資産	235,329	235,399
7. 繰延税金資産	317,500	447,490
資産合計	168,673,984	167,513,356

(単位:千円)

負債及び純資産の部		
科 目	令和6年度 (令和6年12月31日)	令和7年度 (令和7年12月31日)
1. 信用事業負債	157,650,377	156,371,004
(1) 貯金	157,110,351	155,388,049
当座貯金	20,710	18,712
普通貯金	79,591,542	80,999,751
貯蓄貯金	143,250	147,240
納税貯金	9,128	7,912
通知貯金	—	50,000
別段貯金	5,847	85,987
定期貯金	76,562,264	73,406,049
定期積金	777,608	672,395
(2) その他の信用事業負債	540,025	982,954
未払費用	56,729	105,299
その他の負債	483,296	877,654
2. 共済事業負債	459,944	376,171
(1) 共済資金	272,607	188,804
(2) 未経過共済付加収入	185,479	184,908
(3) 共済未払費用	1,759	2,313
(4) その他の共済事業負債	97	145
3. 経済事業負債	551,337	493,005
(1) 経済事業未払金	491,374	459,047
(2) 経済受託債務	55,476	27,673
(3) その他の経済事業負債	4,487	6,284
4. 雑負債	269,424	324,539
(1) 未払法人税等	45,331	33,988
(2) 資産除去債務	42,431	42,757
(3) その他の負債	181,660	247,793
5. 諸引当金	525,270	412,575
(1) 退職給付引当金	488,506	386,202
(2) 役員退職慰労引当金	36,764	26,372
6. 再評価に係る繰延税金負債	728,318	747,276
負債合計	160,184,672	158,724,573
1. 組合員資本	8,168,294	8,295,575
(1) 出資金	3,035,616	2,993,076
(2) 資本準備金	288,192	288,192
(3) 利益剰余金	4,881,401	5,076,467
利益準備金	3,230,715	3,280,715
その他剰余金	1,650,685	1,795,751
施設整備積立金	200,000	200,000
残留農薬事故対策積立金	100,000	100,000
経営安定化積立金	700,000	800,000
当期末処分剰余金	650,685	695,751
(うち当期剰余金)	(216,840)	(239,437)
(4) 処分未済持分	△36,915	△62,160
2. 評価・換算差額等	321,017	493,208
(1) その他有価評価差額金	△1,303,916	△1,112,767
(2) 土地再評価差額金	1,624,933	1,605,975
純資産合計	8,489,311	8,788,783
負債及び純資産合計	168,673,984	167,513,356

2. 損益計算書

科 目	令和6年度	令和7年度
	(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
1. 事業総利益	2,045,665	2,027,069
事業収益	5,541,991	6,540,869
事業費用	3,496,326	4,513,800
(1) 信用事業収益	1,351,455	1,728,664
資金運用収益	1,012,464	1,366,625
(うち預金利息)	(594,587)	(837,867)
(うち有価証券利息配当金)	(260,378)	(349,566)
(うち貸出金利息)	(157,499)	(179,191)
(うちその他受入利息)	(0)	(0)
役務取引等収益	35,611	38,249
その他事業直接収益	4,078	34,412
その他経常収益	299,301	289,376
(2) 信用事業費用	306,930	757,461
資金調達費用	79,449	198,747
(うち貯金利息)	(78,117)	(197,315)
(うち給付補填備金繰入)	(140)	(243)
(うちその他支払利息)	(1,190)	(1,188)
役務取引等費用	10,841	11,599
その他事業直接費用	3,598	324,463
その他経常費用	213,041	222,651
信用事業総利益	1,044,524	971,202
(3) 共済事業収益	583,900	580,251
共済付加収入	548,187	539,045
共済奨励金	32,156	37,540
その他の収益	3,555	3,665
(4) 共済事業費用	31,333	37,853
共済推進費用	13,416	15,860
共済保全費用	7,881	7,114
その他の費用	10,035	14,877
共済事業総利益	552,566	542,398
(5) 購買事業収益	3,246,386	3,810,962
購買品供給高	3,078,535	3,634,570
購買手数料	94,375	106,748
修理サービス料	40,346	40,624
その他の収益	33,129	29,018
(6) 購買事業費用	2,910,061	3,423,231
購買品供給原価	2,756,443	3,259,410
購買品供給費	116,003	119,352
修理サービス費	1,903	2,679
その他の費用	35,710	41,788
(うち貸倒引当金繰入額)	(3,305)	(775)
購買事業総利益	336,325	387,731
(7) 販売事業収益	136,506	148,439
販売品販売高	16,051	18,490
販売手数料	102,473	112,670
検査手数料	3,281	3,023
その他の収益	14,700	14,254
(8) 販売事業費用	42,538	54,052
販売品販売原価	14,345	16,995
販売費	10,428	9,344
その他の費用	17,764	27,712
販売事業総利益	93,967	94,386

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
(9) 保 管 事 業 収 益	20,238	16,695
(10) 保 管 事 業 費 用	7,538	6,127
保 管 事 業 総 利 益	12,700	10,568
(11) そ の 他 事 業 収 益	209,305	262,208
(12) そ の 他 事 業 費 用	169,948	207,537
(うち貸倒引当金繰入額)	(24)	(1)
そ の 他 事 業 総 利 益	39,356	54,671
(13) 指 導 事 業 収 入	3,370	3,348
(14) 指 導 事 業 支 出	37,146	37,238
指 導 事 業 収 支 差 額	△33,775	△33,889
2. 事 業 管 理 費	1,724,860	1,729,002
(1) 人 件 費	1,256,053	1,215,562
(2) 旅 費	12,076	11,205
(3) 業 務 費	85,225	103,489
(4) 諸 税 負 担 金	93,748	96,467
(5) 施 設 費	106,554	104,702
(6) 減 価 償 却 費	166,039	191,040
(7) そ の 他 の 費 用	5,163	6,533
事 業 利 益	320,805	298,067
3. 事 業 外 利 益	40,365	47,022
(1) 受 取 雑 利 息	2,002	2,296
(2) 受 取 出 資 配 当 金	26,565	26,575
(3) 賃 貸 料	2,216	2,915
(4) 償 却 債 権 取 立 益	41	171
(5) 雑 収 入	9,539	15,064
4. 事 業 外 費 用	1,002	1,309
(1) 寄 付 金	978	1,287
(2) 雑 損 失	24	22
経 常 利 益	360,167	343,780
5. 特 別 利 益	707	11,896
(1) 固 定 資 産 処 分 益	—	2,197
(2) 一 般 補 助 金	707	9,699
6. 特 別 損 失	51,510	13,182
(1) 固 定 資 産 処 分 損 失	1,268	3,483
(2) 固 定 資 産 圧 縮 損 失	707	9,699
(3) 減 損 損 失	49,535	—
税 引 前 当 期 利 益	309,363	342,494
7. 法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	82,570	81,398
8. 法 人 税 等 調 整 額	9,952	21,658
法 人 税 等 合 計	92,523	103,057
当 期 剰 余 金	216,840	239,437
当 期 首 繰 越 剰 余 金	420,994	456,313
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	12,850	—
当 期 未 処 分 剰 余 金	650,685	695,751

(注1) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

(注2) 令和4年度より収益認識会計基準等を適用しています。

3. キャッシュ・フロー計算書(間接法)

(単位:千円)

科 目	令和6年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)		令和7年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)	
1 事業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期利益		309,363		342,494
減価償却費		166,039		191,040
減損損失		49,535		—
貸倒引当金の増減額(△は減少)		3,330		776
賞与引当金の増減額(△は減少)		—		—
退職給付引当金の増減額(△は減少)		△ 54,478		△ 102,303
その他引当金等の増減額(△は減少)		4,336		△ 10,391
信用事業資金運用収益		△ 1,060,012		△ 1,384,930
信用事業資金調達費用		79,449		198,747
共済貸付金利息		—		—
共済借入金利息		—		—
受取雑利息及び受取出資配当金		△ 28,568		△ 28,871
支払雑利息		—		—
為替差損益(△は益)		—		—
有価証券関係損益(△は益)		△ 213,819		48,652
固定資産売却損益(△は益)		1,268		1,285
外部出資関係損益(△は益)		—		—
資産除去債務関連費用		17,343		326
(信用事業活動による資産及び負債の増減)				
貸出金の純増(△)減		△ 1,718,574		△ 95,390
預金の純増(△)減		8,000,000		7,000,000
貯金の純増減(△)		△ 4,527,782		△ 1,722,301
信用事業借入金の純増減(△)		—		—
その他信用事業資産の増(△)減		5,742		△ 99,095
その他信用事業負債の増減(△)		149,291		393,500
(共済事業活動による資産及び負債の増減)				
共済貸付金の純増(△)減		—		—
共済借入金の純増減(△)		—		—
共済資金の純増減(△)		60,690		△ 83,802
未経過共済付加収入の純増減(△)		△ 5,208		△ 571
その他共済事業資産の増(△)減		△ 3,635		△ 3,631
その他共済事業負債の増減(△)		593		601
(経済事業活動による資産及び負債の増減)				
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減		△ 33,828		52,756
経済受託債権の純増(△)減		△ 54,601		△ 109,786
棚卸資産の純増(△)減		△ 893		△ 9,772
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)		89,057		△ 32,326
経済受託債務の純増減(△)		18,108		△ 27,803
その他経済事業資産の増(△)減		△ 24		189
その他経済事業負債の増減(△)		△ 4,974		1,797
(その他の資産及び負債の増減)				
その他資産の増(△)減		31,162		△ 55,361
その他負債の増減(△)		△ 29,351		66,132
未払消費税の増減額(△は減少)		—		—
信用事業資金運用による収入		952,041		1,217,891
信用事業資金調達による支出		△ 49,390		△ 156,273
共済貸付金利息による収入		—		—
共済借入金利息による支出		—		—
事業の利用分量に対する配当金の支払額		—		—
小計		2,152,209		5,593,577
雑利息及び出資配当金の受取額		28,568		28,871
雑利息の支払額		—		—
法人税等の支払額		△ 68,657		△ 92,742
事業活動によるキャッシュ・フロー		2,112,120		5,529,706
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△ 9,167,920		△ 8,953,143
有価証券の売却等による収入		6,219,118		9,377,648
金銭の信託の増加による支出		—		—
金銭の信託の減少による収入		—		—
固定資産の取得による支出		△ 169,861		△ 341,380
固定資産の売却による収入		56,144		96,906
補助金の受入による収入		707		9,699
外部出資による支出		△ 743,000		△ 70
外部出資の売却等による収入		—		—
資産除去債務履行による支出		—		—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 3,804,811		189,660
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				
設備借入れによる収入		—		—
設備借入金の返済による支出		—		—
出資の増額による収入		68,160		12,336
出資の払戻しによる支出		△ 48,237		△ 54,876
持分の取得による支出		△ 36,924		△ 62,517
持分の譲渡による収入		23,721		37,272
出資配当金の支払額		△ 43,899		△ 44,372
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 37,179		△ 112,157
4 現金及び現金同等物に係る換算差額		—		—
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)		△ 1,729,870		5,607,210
6 現金及び現金同等物の期首残高		6,746,843		5,016,973
7 現金及び現金同等物の期末残高		5,016,973		10,624,183

4. 注記表

(令和6年度)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

② その他有価証券

(a) 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(b) 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 金銭信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（1）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購入品・・・・・・・・移動平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産・・先入先出法

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。ただし、平成10年3月31日以前に取得した建物（建物付属設備は除く）並びに平成19年3月31日以前に取得した建物以外は定率法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、

債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は貸倒実績を基礎とした過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等の必要な修正を加えて算出しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、当該資産を所轄する部署及び貸出審査担当部署、総務部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退任給与支給内規に基づく期末要支給額を計上しています。

(6) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。

す。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は委託先等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ その他事業

その他事業の主な内容は以下のとおりです。

(ライスセンター)

組合員が生産した水稻を乾燥調製や粳摺りを行い、玄米にするための施設を共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(種子センター)

組合員が生産した水稻種もみの乾燥や選別調製を行い、商品として販売する事業であり、当組合は取引先等との契約に基づき、商品を引き渡す義務を負っています。この取引先等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(育苗センター)

組合員が水田の植えつけに使用するための水稻苗を生産し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、水稻苗を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、水稻苗の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(授精所)

畜産農家の牛繁殖のための授精作業を行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に授精作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(8) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米の共同計算

販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会千葉県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

2. 会計上の見積もりに関する注記

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 49,535 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施します。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、ほかの資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識や測定において、将来キャッシュ・フローについては、当期の中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降のキャッシュ・フローや割引率については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定については、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、1,441,760千円あり、その内訳は、次のとおりです。

建物 608,621千円 機械装置 771,049千円 その他の有形固定資産 62,090千円

(2) 担保に供している資産

定期預金 5,000,000千円を為替決済の担保に、定期預金 1,100千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額 39,134千円

理事、監事に対する金銭債務の総額 一千円

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は23,478千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以

上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 23,478 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成 11 年 12 月 31 日
- 再評価を行った土地の当期末における時価額が再評価後の帳簿価額を下回る金額は、1,405,689 千円です。
- 同法律第 3 条 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について、地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または、同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出した価格と、地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算出しています。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、また、集荷場、直売所等の営農関連施設については、当該施設のキャッシュ・フローのみによる投資回収を意図していない共同利用施設であり、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類
館山給油所	営業用店舗	その他の有形固定資産
旧小湊支店	遊休	建物、土地

② 減損損失の認識に至った経緯

館山給油所については当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、旧小湊支店については店舗統廃合に伴い、遊休資産とされ早期処分対象であることから、回収可能額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と固定資産の種類毎の減損損失の内訳

館山給油所	8,274千円	(その他の有形固定資産 8,274千円)
旧小湊支店	41,260千円	(建物 23,496千円、土地 17,764千円)
計	49,535千円	

④ 回収可能価額の算定方法

館山給油所の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額に基づき算定されています。

旧小湊支店の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は路線価評価額に基づき算定されています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や社債などの債券、株式、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託等であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(b) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が279,746千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスクの変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

(c) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	118,212,280	117,992,541	△219,739
金銭の信託	1,000,000	1,000,000	—
有価証券			
満期保有目的の債券	2,500,422	2,497,950	△2,472
その他有価証券	15,244,149	15,244,149	—
貸出金	17,090,027	17,115,680	25,653
経済事業未収金	491,577	—	—
貸倒引当金(注1)	△4,589	—	—
貸倒引当金控除後	486,988	486,988	—
資 産 計	154,533,869	154,337,310	△196,558
貯金	157,110,351	156,855,466	△254,884
経済事業未払金	491,374	491,374	—
負 債 計	157,601,725	157,346,840	△254,884

(注1) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

(a) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(b) 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記(c)と同様の方法により評価しています。

(c) 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められ

るほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

(d) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をOISで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(e) 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

(a) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(b) 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	6,210,543 千円

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	118,212,280	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	2,500,000	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	300,000	800,000	400,000	800,000	700,000	5,200,000
貸出金(注1,2,3)	1,916,448	1,476,970	1,501,206	1,233,052	1,418,388	9,506,414
経済事業未収金	491,577	—	—	—	—	—
合計	120,920,307	4,776,970	1,901,206	2,033,052	2,118,388	14,706,414

(注1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)270,465千円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金には分割実行の、未実行案件はありません。

(注3) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等37,545千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注1)	145,643,675	4,154,699	5,813,626	525,507	943,778	29,064
合計	145,643,675	4,154,699	5,813,626	525,507	943,778	29,064

(注1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国 債	2,000,422	1,998,600	△1,822
	地 方 債	500,000	499,350	△650
合 計		2,500,422	2,497,950	△2,472

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又は 償却原価 (B)	評価差額 (A) - (B)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価 を超えるもの	国 債	526,350	516,068	10,281
	社 債	1,091,340	1,088,585	2,754
	受益証券	581,105	561,228	19,876
	投資証券	-	-	-
	株 式	511,177	440,128	71,048
	小 計	2,709,972	2,606,011	103,960
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価 を超えないもの	国 債	1,921,050	2,029,642	△108,592
	社 債	4,385,960	4,546,813	△160,853
	受益証券	3,798,446	4,398,400	△599,953
	投資証券	1,659,551	2,203,972	△544,421
	株 式	769,170	921,445	△152,275
	小 計	12,534,177	14,100,274	△1,566,096
合 計		15,244,149	16,706,285	△1,462,135

なお、上記評価差額に繰延税金資産 158,219 千円を加えた額△1,303,916 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	982,070	3,970	-
社債	-	-	-
受益証券	157,959	12,256	-
投資証券	-	-	-
株式	1,952,226	196,703	-
合計	3,092,256	212,929	-

(3) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① その他の金銭の信託

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,000,000	1,000,000	-	-	-

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,027,803千円
勤務費用	48,147千円
利息費用	10,002千円
数理計算上の差異の発生額	△84,420千円
退職給付の支払額	<u>△111,304千円</u>
期末における退職給付債務	890,228千円

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	559,850千円
期待運用収益	4,036千円
数理計算上の差異の発生額	△111千円
特定退職金共済制度への拠出金	41,793千円
退職給付の支払額	<u>△60,148千円</u>
期末における年金資産	545,419千円

④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	890,228千円
特定退職金共済制度	<u>△545,419千円</u>
未積立退職給付債務	344,809千円
未認識数理計算上の差異	<u>143,697千円</u>
貸借対照表計上額純額	488,506千円
退職給付引当金	488,506千円

⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	48,147千円
利息費用	10,002千円
期待運用収益	△4,036千円
数理計算上の差異の費用処理額	<u>△15,642千円</u>
合計	38,470千円

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	68%
年金保険投資	25%
現金及び預金	<u>7%</u>
合計	100%

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.40%
長期期待運用収益率	0.72%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金16,747千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は136,071千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 税効果会計の適用に伴う事項

① 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒損失	16,249千円
退職給付引当金繰入超過額	135,120千円
償却資産の減損損失額	34,932千円
役員退職慰労引当金	12,390千円
未収貸付金利息	1,300千円
資産除去債務	11,736千円
未払事業税	4,783千円
外部出資評価損	1,106千円
その他有価証券評価差額金	<u>404,426千円</u>
繰延税金資産小計	622,046千円
評価性引当額	<u>△300,139千円</u>
繰延税金資産合計 (A)	321,907千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除却費用	<u>△4,406千円</u>
繰延税金負債合計 (B)	<u>△4,406千円</u>
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	317,500千円

② 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.46%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.65%
住民税均等割等	2.00%
評価性引当額の増減	△0.26%
その他	<u>△0.31%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.91%

9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(6) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. その他の注記

(1) 資産除去債務

① 当該資産除去債務の概要

当組合の建物の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は2年～11年、割引率は1.0%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	25,088千円
見積りの変更による増加額	17,142千円
時の経過による調整額	<u>201千円</u>
期末残高	42,431千円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、借地上にある建物等に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該借地上にある一部の建物等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、移転が行われる予定もないことから、現時点で除去は想定していません。そのため、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができず、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

11. キャッシュ・フロー計算書（間接法）に関する注記

（1）現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金及び普通預金となっています。

（2）現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	119,018,309千円
定期性預金及び別段預金	△114,001,336千円
<hr/>	
現金及び現金同等物	5,016,973千円

(令和7年度)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

② その他有価証券

(a) 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(b) 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 金銭信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（1）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購入品・・・・・・・・移動平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産・・先入先出法

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。ただし、平成10年3月31日以前に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成19年3月31日以前に取得した建物以外は定率法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、

債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は貸倒実績を基礎とした過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等の必要な修正を加えて算出しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、当該資産を所轄する部署及び貸出審査担当部署、総務部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退任給与支給内規に基づく期末要支給額を計上しています。

(6) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。

す。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は委託先等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ その他事業

その他事業の主な内容は以下のとおりです。

(ライスセンター)

組合員が生産した水稻を乾燥調製や粃摺りを行い、玄米にするための施設を共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(種子センター)

組合員が生産した水稻種もみの乾燥や選別調製を行い、商品として販売する事業であり、当組合は取引先等との契約に基づき、商品を引き渡す義務を負っています。この取引先等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(育苗センター)

組合員が水田の植えつけに使用するための水稻苗を生産し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、水稻苗を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、水稻苗の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(授精所)

畜産農家の牛繁殖のための授精作業を行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に授精作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(8) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米の共同計算

販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会千葉県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

2. 会計上の見積もりに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	5,381,333 千円
減損損失	－千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前キャ

キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施します。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、ほかの資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識や測定において、将来キャッシュ・フローについては、当期の中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降のキャッシュ・フローや割引率については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定については、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、1,451,459千円あり、その内訳は、次のとおりです。

建物 608,621千円 機械装置 780,748千円 その他の有形固定資産 62,090千円

(2) 担保に供している資産

定期預金 5,000,000千円を為替決済の担保に、定期預金 1,100千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額 37,688千円

理事、監事に対する金銭債務の総額 一千円

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は19,552千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、貸出条件緩和債権額は8,735千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,287千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成11年12月31日
- 再評価を行った土地の当期末における時価額が再評価後の帳簿価額を下回る金額は、1,404,579千円です。
- 同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について、地方税法第341条第10号の土地課税台帳または、同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出した価格と、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しています。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や社債などの債券、株式、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託等であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合企画部リスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(b) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が26,896千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスクの変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

(c) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	115,857,503	115,521,495	△336,008
金銭の信託	1,000,000	1,000,000	—
有価証券	17,310,916	17,295,068	△15,848
満期保有目的の債券	3,996,255	3,980,407	△15,848
その他有価証券	13,314,661	13,314,661	—
貸出金	17,185,418	16,867,545	△317,872
経済事業未収金	438,821	—	—
貸倒引当金(注1)	△5,366	—	—
貸倒引当金控除後	433,455	433,455	—
資 産 計	151,787,293	151,117,564	△669,729
貯金	155,388,049	154,989,610	△398,439
経済事業未払金	459,047	459,047	—
負 債 計	155,847,097	155,448,658	△398,439

(注1) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

(a) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(b) 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記(c)と同様の方法により評価しています。

(c) 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められ

るほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

(d) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をOISで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(e) 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

(a) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(b) 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	6,210,613 千円

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	115,857,503	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	2,600,000	200,000	1,200,000	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	800,000	700,000	800,000	600,000	—	4,700,000
貸出金(注1,2,3)	1,931,194	1,715,270	1,445,601	1,631,641	1,093,317	9,349,195
経済事業未収金	438,821	—	—	—	—	—
合計	121,627,520	2,615,270	3,445,601	2,231,641	1,093,317	14,049,195

(注1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)245,160千円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金には分割実行の、未実行案件はありません。

(注3) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等34,968千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注1)	139,791,321	6,809,205	7,557,865	754,692	459,499	15,466
合計	139,791,321	6,809,205	7,557,865	754,692	459,499	15,466

(注1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国 債	2,499,974	2,493,700	△6,274
	地 方 債	500,000	497,850	△2,150
	社 債	996,281	988,857	△7,424
合 計		3,996,255	3,980,407	△15,848

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又は 償却原価 (B)	評価差額 (A) - (B)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価 を超えるもの	国 債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	受益証券	494,017	476,715	17,301
	投資証券	403,180	389,250	13,929
	株 式	354,178	295,274	58,903
	小 計	1,251,375	1,161,240	90,135
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価 を超えないもの	国 債	2,049,410	2,327,226	△277,816
	社 債	4,953,640	5,244,448	△290,808
	受益証券	2,613,124	3,195,640	△582,515
	投資証券	1,442,681	1,638,944	△196,263
	株 式	1,004,429	1,169,795	△165,365
	小 計	12,063,285	13,576,053	△1,512,767
合 計		13,314,661	14,737,295	△1,422,634

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	819,528	5,139	-
社債	200,671	671	-
受益証券	880,143	57,418	1,009
投資証券	-	-	-
株式	2,503,087	206,369	-
合計	4,403,429	269,597	1,009

(3) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① その他の金銭の信託

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,000,000	1,000,000	-	-	-

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

(4) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しています。

当事業年度における減損処理額は、20,145千円(その他有価証券の投資証券20,145千円)です。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、又は前期末ならびに当期末の2決算期連続して簿価を30%以上下回る場合、当該有価証券の発行会社が債務超過の状態にある場合、発行体の格付がBB格相当以下となった場合、本決算において直近2期連続で損失(経常赤字を含む)を計上しており、翌期もそのように予想される場合等より判断しております。

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	890,228千円
勤務費用	39,874千円
利息費用	11,438千円
数理計算上の差異の発生額	△57,002千円
退職給付の支払額	<u>△157,799千円</u>
期末における退職給付債務	726,740千円

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	545,419千円
期待運用収益	4,204千円
数理計算上の差異の発生額	359千円
特定退職金共済制度への拠出金	37,583千円
退職給付の支払額	<u>△88,050千円</u>
期末における年金資産	499,516千円

④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	726,740千円
特定退職金共済制度	<u>△499,516千円</u>
未積立退職給付債務	277,224千円
未認識数理計算上の差異	<u>158,978千円</u>
貸借対照表計上額純額	386,202千円
退職給付引当金	386,202千円

⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	39,874千円
利息費用	11,438千円
期待運用収益	△4,204千円
数理計算上の差異の費用処理額	<u>△42,080千円</u>
合計	5,028千円

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	72%
年金保険投資	25%
現金及び預金	<u>3%</u>
合計	100%

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	2.29%
長期期待運用収益率	0.77%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金15,947千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は116,427千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 税効果会計の適用に伴う事項

① 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒損失	16,623千円
退職給付引当金繰入超過額	109,539千円
償却資産の減損損失額	31,619千円
役員退職慰労引当金	9,020千円
未収貸付金利息	1,323千円
資産除去債務	12,134千円
未払事業税	4,778千円
賞与手当	7,457千円
外部出資評価損	1,135千円
その他有価証券減損損失	5,717千円
その他有価証券評価差額金	<u>403,743千円</u>
繰延税金資産小計	603,094千円
評価性引当額	<u>△154,436千円</u>
繰延税金資産合計 (A)	448,657千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除却費用	<u>△1,167千円</u>
繰延税金負債合計 (B)	<u>△1,167千円</u>
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	447,490千円

② 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.28%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.60%
住民税均等割等	1.42%
評価性引当額の増減	1.49%
税率変更に伴う影響額	△0.89%
その他	<u>△0.26%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.09%

③ 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和9年1月1日以降に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和9年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は10,893千円増加し、その他有価証券評価差額金は7,861千円減少し、法人税等調整額は3,032千円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は18,958千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

8. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（6）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. その他の注記

（1）資産除去債務

① 当該資産除去債務の概要

当組合の建物の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は2年～11年、割引率は1.0%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	42,431千円
時の経過による調整額	<u>326千円</u>
期末残高	42,757千円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、借地上にある建物等に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該借地上にある一部の建物等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、移転が行われる予定もないことから、現時点で除去は想定していません。そのため、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができず、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

10. キャッシュ・フロー計算書（間接法）に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金及び普通預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	117,625,519千円
定期性預金及び別段預金	△107,001,336千円
<hr/>	
現金及び現金同等物	10,624,183千円

6. 部門別損益計算書

(令和6年度)

(単位:千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	5,551,163	1,351,455	583,900	1,549,569	2,066,120	117	
事業費用 ②	3,505,498	306,930	31,333	1,286,447	1,857,822	22,964	
事業総利益 (①-②) ③	2,045,665	1,044,524	552,566	263,122	208,297	△ 22,846	
事業管理費 ④	1,724,860	518,372	326,646	493,814	310,900	75,126	
(うち減価償却費 ⑤)	(166,039)	(45,839)	(28,989)	(55,379)	(28,399)	(7,430)	
(うち人件費 ⑤')	(1,256,053)	(365,792)	(237,514)	(354,464)	(238,816)	(59,464)	
※うち共通管理費 ⑥		151,914	87,634	117,987	63,869	11,789	△ 433,195
(うち減価償却費 ⑦)		(6,599)	(3,806)	(5,125)	(2,774)	(512)	(△ 18,817)
(うち人件費 ⑦')		(42,226)	(24,359)	(32,796)	(17,753)	(3,277)	(△ 120,412)
事業利益 (③-④) ⑧	320,805	526,152	225,920	△ 230,692	△ 102,602	△ 97,972	
事業外収益 ⑨	40,365	13,484	7,778	12,385	5,669	1,046	
※うち共通分 ⑩		13,484	7,778	10,473	5,669	1,046	△ 38,452
事業外費用 ⑪	1,002	351	202	273	147	27	
※うち共通分 ⑫		351	202	273	147	27	△ 1,002
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	360,167	539,285	233,496	△ 218,579	△ 97,081	△ 96,953	
特別利益 ⑭	707	248	143	192	104	19	
※うち共通分 ⑮		248	143	192	104	19	△ 707
特別損失 ⑯	51,510	15,162	8,746	11,776	14,648	1,176	
※うち共通分 ⑰		15,162	8,746	11,776	6,374	1,176	△ 43,236
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	309,363	524,370	224,892	△ 230,163	△ 111,625	△ 98,110	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		27,440	17,609	35,141	17,919	△ 98,110	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳	309,363	496,930	207,283	△ 265,305	△ 129,544		
(⑱-⑲)							

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(業務割合を考慮した人員配置表に基づく人員割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

業務割合を考慮した人員配置表に基づく人員割

2. 上記の(部門別損益計算書の)事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益(事業収益9,172千円、事業費用9,172千円)を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

3. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共通管理費等	35.07	20.23	27.24	14.74	2.72	100.00
営農指導事業	27.97	17.95	35.82	18.26		100.00

4. 予算統制の状況

(単位:千円)

区分	当初予算額	修正額	修正後予算額 c	決算額 d	差 引 (c-d)	
事業管理費	1,820,000	—	1,820,000	1,724,860	95,139	
営農指導事業	収入 a	615	—	615	117	497
	支出 b	29,507	—	29,507	22,964	6,542
	差引(a-b)	△ 28,892	—	△ 28,892	△ 22,846	△ 6,045

5. 専属事業損益の内訳

(単位:千円)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業
経常利益 (⑬の額) a	539,285	233,496	△ 218,579	△ 97,081	△ 96,953
減価償却費 (⑤-⑦) b	39,240	25,183	50,254	25,625	6,918
共通管理費等 (⑥-⑩+⑫) c	138,781	80,058	107,787	58,347	10,770
専属事業損益 a+b+c	717,306	338,737	△ 60,538	△ 13,109	△ 79,265

(令和7年度)

(単位:千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	6,550,569	1,728,664	580,251	1,592,924	2,648,623	105	
事業費用 ②	4,523,500	757,461	37,853	1,315,546	2,389,845	22,794	
事業総利益 (①-②) ③	2,027,069	971,202	542,398	277,378	258,778	△ 22,688	
事業管理費 ④	1,729,002	468,073	317,834	516,097	344,068	82,927	
(うち減価償却費 ⑤)	(191,040)	(46,619)	(31,887)	(67,368)	(35,882)	(9,282)	
(うち人件費 ⑤')	(1,215,562)	(319,311)	(224,159)	(353,068)	(255,134)	(63,887)	
※うち共通管理費 ⑥		151,573	93,691	139,048	80,316	14,501	△ 479,131
(うち減価償却費 ⑦)		(8,274)	(5,114)	(7,590)	(4,384)	(791)	(△ 26,156)
(うち人件費 ⑦')		(43,886)	(27,127)	(40,259)	(23,254)	(4,198)	(△ 138,726)
事業利益 ⑧ (③-④)	298,067	503,128	224,564	△ 238,718	△ 85,290	△ 105,616	
事業外収益 ⑨	47,022	14,217	8,788	15,123	7,533	1,360	
※うち共通分 ⑩		14,217	8,788	13,042	7,533	1,360	△ 44,942
事業外費用 ⑪	1,309	414	256	380	219	39	
※うち共通分 ⑫		414	256	380	219	39	△ 1,309
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	343,780	516,931	233,096	△ 223,975	△ 77,976	△ 104,295	
特別利益 ⑭	11,896	3,763	2,326	3,452	1,994	360	
※うち共通分 ⑮		3,763	2,326	3,452	1,994	360	△ 11,896
特別損失 ⑯	13,182	4,170	2,577	3,825	2,209	398	
※うち共通分 ⑰		4,170	2,577	3,825	2,209	398	△ 13,182
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	342,494	516,525	232,845	△ 224,348	△ 78,192	△ 104,334	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		25,581	17,861	39,879	21,013	△ 104,334	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	342,494	490,943	214,983	△ 264,227	△ 99,205		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(業務割合を考慮した人員配置表に基づく人員割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

業務割合を考慮した人員配置表に基づく人員割

2. 上記の(部門別損益計算書の)事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益(事業収益9,700千円、事業費用9,700千円)を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

3. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共通管理費等	31.64	19.55	29.02	16.76	3.03	100.00
営農指導事業	24.52	17.12	38.22	20.14		100.00

4. 予算統制の状況

(単位:千円)

区分		当初予算額	修正額	修正後予算額 c	決算額 d	差 引 (c-d)
事業管理費		1,868,600	—	1,868,600	1,729,002	139,597
営農指導 事業	収入 a	800	—	800	105	694
	支出 b	34,100	—	34,100	22,794	11,305
	差引(a-b)	△ 33,300	—	△ 33,300	△ 22,688	△ 10,611

5. 専属事業損益の内訳

(単位:千円)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業
経常利益 (⑬の額) a	516,931	233,096	△ 223,975	△ 77,976	△ 104,295
減価償却費 (⑤-⑦) b	38,345	26,773	59,778	31,498	8,491
共通管理費等 (⑥-⑩+⑫) c	137,770	85,159	126,386	73,002	13,180
専属事業損益 a+b+c	693,046	345,028	△ 37,811	26,524	△ 82,624

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当 J A の令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 8 年 4 月 13 日
安房農業協同組合
代表理事組合長 松元善一

8. 会計監査人の監査

令和 6 年度及び令和 7 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

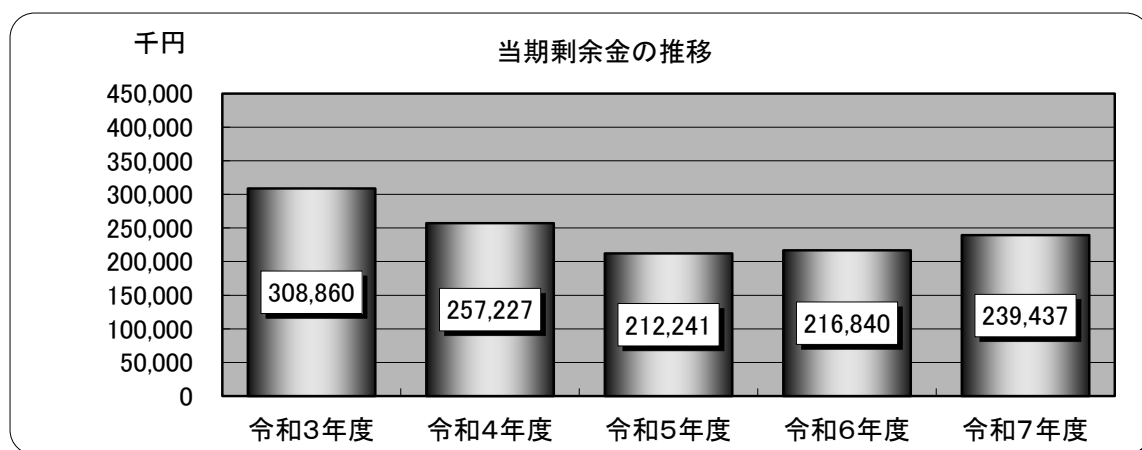
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	6,256,598	5,353,120	5,229,217	5,551,163	6,550,569
信用事業収益	1,473,268	1,250,807	1,291,362	1,351,455	1,728,664
共済事業収益	682,182	659,083	590,555	583,900	580,251
農業関連事業収益	1,861,588	1,663,174	1,582,903	1,549,569	1,592,924
その他事業収益	2,239,558	1,780,055	1,764,396	2,066,238	2,648,729
経常利益	449,974	364,860	342,491	360,167	343,780
当期剰余金	308,860	257,227	212,241	216,840	239,437
出資金	2,667,171	2,897,679	3,015,693	3,035,616	2,993,076
(出資口数)	(889,057)	(965,893)	(1,005,231)	(1,011,872)	(997,692)
純資産額	9,144,859	8,445,426	8,860,742	8,489,311	8,788,783
総資産額	176,050,843	171,380,652	173,290,384	168,673,984	167,513,356
貯金等残高	164,096,108	160,229,645	161,638,133	157,110,351	155,388,049
貸出金残高	16,030,634	15,738,410	15,371,453	17,090,027	17,185,418
有価証券残高	14,700,939	15,469,417	15,212,655	17,744,572	17,310,916
剰余金配当金額	47,924	41,358	43,899	44,372	43,642
出資配当の額	47,924	41,358	43,899	44,372	43,642
事業利用分量配当の額	—	—	—	—	—
職員数	203人	200人	187人	172人	153人
単体自己資本比率	12.01%	12.71%	12.95%	13.96%	14.60%

(注)

1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。



2. 利益総括表

(単位：千円)

項目	令和6年度	令和7年度	増減
資金運用収支	933,015	1,167,878	234,863
役務取引等収支	24,769	26,650	1,880
その他信用事業収支	86,739	△ 223,326	△ 310,065
信用事業粗利益	958,755	905,757	△ 52,997
(信用事業粗利益率)	(0.60%)	(0.58%)	
事業粗利益	1,966,429	1,988,099	21,669
(事業粗利益率)	(1.14%)	(1.18%)	
事業純益	238,238	258,321	20,082
実質事業純益	241,569	259,097	17,528
コア事業純益	241,089	546,951	305,861
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	228,692	518,349	289,656

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円)

項目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	157,571,917	1,273,832	0.80%	153,114,932	1,336,278	0.87%
うち預金	122,776,958	594,587	0.48%	115,413,393	837,867	0.72%
うち金銭の信託	1,000,000	51,928	5.19%	1,000,000	24,517	2.45%
うち有価証券	16,568,860	469,818	2.83%	19,282,552	294,700	1.52%
うち貸出金	17,226,098	157,499	0.91%	17,418,986	179,191	1.02%
資金調達勘定	158,709,319	78,258	0.04%	154,812,930	197,558	0.12%
うち貯金・定積	158,709,319	78,258	0.04%	154,812,930	197,558	0.12%
うち借入金	—	—	—	—	—	—
総資金利ざや			0.52%			0.54%

(注)

1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価(資金調達利回り＋経費率)
2. 資金運用勘定の利息欄には農林中金からの奨励金が含まれています。
3. 資金運用勘定の利息欄には債券売却益等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和6年度 増減額	令和7年度 増減額
受 取 利 息	114,805	62,445
うち預金	101,423	243,280
うち金銭の信託	△ 6,122	△ 27,410
うち有価証券	17,517	△ 175,117
うち貸出金	1,986	21,692
支 払 利 息	54,094	119,300
うち貯金・定積	54,094	119,300
うち借入金	—	—
差 引	60,710	△ 56,854

(注)

1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には農林中金からの奨励金が含まれています。
3. 受取利息の有価証券には債券売却益等が含まれています。
4. 受取利息の有価証券には債券費用等が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
流 動 性 貯 金	78,727,053 (49.60)	80,010,542 (51.68)	1,283,489
定 期 性 貯 金	79,947,501 (50.37)	74,768,888 (48.29)	△ 5,178,612
そ の 他 の 貯 金	34,763 (0.02)	33,499 (0.02)	△ 1,264
計	158,709,319 (100.00)	154,812,930 (100.00)	△ 3,896,388
譲 渡 性 貯 金	—	—	—
合 計	158,709,319 (100.00)	154,812,930 (100.00)	△ 3,896,388

(注)

1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
3. ()内は構成比です。

②定期貯金残高

(単位：千円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
定 期 貯 金	76,562,264 (100.00)	73,406,049 (100.00)	△ 3,156,215
うち固定金利定期	76,543,081 (99.97)	73,388,363 (99.97)	△ 3,154,718
うち変動金利定期	19,182 (0.02)	17,686 (0.02)	△ 1,496

(注)

1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
3. ()内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
手 形 貸 付	5,747	3,000	△ 2,747
証 書 貸 付	16,940,029	17,147,095	207,065
当 座 貸 越	280,320	268,891	△ 11,429
割 引 手 形	—	—	—
合 計	17,226,098	17,418,986	192,888

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	11,621,364 (68.00)	11,619,770 (67.61)	△ 1,594
変 動 金 利 貸 出	5,468,663 (31.99)	5,565,648 (32.38)	96,985
合 計	17,090,027 (100.00)	17,185,418 (100.00)	95,392

(注) () 内は構成比です。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯 金 等	331,466	320,086	△ 11,380
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	0	0	0
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	331,466	320,086	△ 11,380
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	5,337,416	5,170,092	△ 167,324
そ の 他 保 証	2,128,829	2,331,033	202,204
計	7,466,245	7,501,125	34,880
信 用	9,292,316	9,364,207	71,891
合 計	17,090,027	17,185,418	95,391

④債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯 金 等	} 該当なし	} 該当なし	—
有 価 証 券			—
動 産			—
不 動 産			—
そ の 他 担 保 物			—
計			—
信 用			—
合 計			—

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
設 備 資 金	10,223,718 (59.82)	10,491,706 (61.05)	267,988
運 転 資 金	6,866,309 (40.17)	6,693,712 (38.94)	△ 172,597
合 計	17,090,027 (100.00)	17,185,418 (100.00)	95,392

(注) () 内は構成比です。

⑥貸出金の業種別残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	2,003,383 (11.72)	1,920,469 (11.17)	△ 82,914
林 業	7,750 (0.04)	7,156 (0.04)	△ 594
水 産 業	221,575 (1.29)	246,817 (1.43)	25,242
製 造 業	343,618 (2.01)	334,718 (1.94)	△ 8,900
鉱 業	— (—)	— (—)	—
建 設 ・ 不 動 産 業	501,594 (2.93)	482,854 (2.80)	△ 18,740
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 水 道 業	131,423 (0.76)	116,103 (0.67)	△ 15,320
運 輸 ・ 通 信 業	394,359 (2.30)	387,184 (2.25)	△ 7,175
金 融 ・ 保 険 業	2,282,471 (13.35)	2,276,974 (13.24)	△ 5,497
卸 売 ・ 小 売 業 ・ サ ー ビ ス ・ 飲 食 業	1,679,895 (9.82)	1,760,738 (10.24)	80,843
地 方 公 共 団 体	7,219,469 (42.24)	7,307,911 (42.52)	88,442
非 営 利 法 人	— (—)	— (—)	—
そ の 他	2,304,490 (13.48)	2,344,494 (13.64)	40,004
合 計	17,090,027 (100.00)	17,185,418 (100.00)	95,391

(注) () 内は構成比です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	1,136	1,083	△ 53
穀 作	350	354	4
野菜・園芸	182	160	△ 22
果樹・樹園農業	77	67	△ 10
工芸作物	25	20	△ 5
養豚・肉牛・酪農	126	162	36
養鶏・養卵	26	23	△ 3
養 蚕	—	—	—
その他農業	350	297	△ 53
農業関連団体等	—	—	—
合 計	1,136	1,083	△ 53

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、前記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プロパー資金	590	511	△ 79
農業制度資金	546	572	26
農業近代化資金	475	523	48
その他制度資金	71	49	△ 22
合 計	1,136	1,083	△ 53

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	—	—	—

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況
(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—
危険債権	令和6年	23	0	23	—	23
	令和7年	19	0	19	—	19
要管理債権	令和6年	—	—	—	—	—
	令和7年	8	—	8	—	8
三月以上延滞債権	令和6年	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和6年	—	—	—	—	—
	令和7年	8	—	8	—	8
小 計	令和6年	23	0	23	—	23
	令和7年	28	0	27	—	28
正 常 債 権	令和6年	17,084	/	/	/	/
	令和7年	17,177	/	/	/	/
合 計	令和6年	17,107	/	/	/	/
	令和7年	17,205	/	/	/	/

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般 貸倒引当金	1,258	4,589	—	1,258	4,589	4,589	5,366	—	4,589	5,366
合 計	1,258	4,589	—	1,258	4,589	4,589	5,366	—	4,589	5,366

⑪貸出金償却の額

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件, 千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	39	186	40	182
	金 額	38,853,309	42,497,144	33,445,911	42,668,503
代金取立為替	件 数	0	—	—	—
	金 額	10,000	—	—	—
雑 為 替	件 数	0	0	0	0
	金 額	384,895	19,638	412,027	15,556
合 計	件 数	40	186	41	182
	金 額	39,248,204	42,516,782	33,857,939	42,684,059

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国 債	2,814,478	4,394,528	1,580,050
地 方 債	28,688	500,000	471,311
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	5,524,645	5,952,185	427,540
株 式	1,162,862	1,438,857	275,995
そ の 他 の 証 券	7,038,186	6,996,981	△ 41,204
合 計	16,568,860	19,282,552	2,713,692

(注)貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和6年度								
国 債	—	2,000,000	—	—	1,000,000	1,500,000	—	4,500,000
地 方 債	—	500,000	—	—	—	—	—	500,000
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	300,000	1,200,000	1,500,000	1,200,000	1,100,000	400,000	—	5,700,000
株 式	—	—	—	—	—	—	1,361,574	1,361,574
その他の証券	300,000	2,000,000	898,400	1,000,000	500,000	—	2,465,201	7,163,601
令和7年度								
国 債	2,000,000	800,000	—	—	1,000,000	1,000,000	—	4,800,000
地 方 債	500,000	—	—	—	—	—	—	500,000
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	900,000	2,100,000	600,000	1,300,000	1,000,000	400,000	—	6,300,000
株 式	—	—	—	—	—	—	1,465,069	1,465,069
その他の証券	—	695,640	800,000	1,400,000	500,000	—	2,325,056	5,720,696

(注)債券は額面、受益証券および株式は簿価の合計を表示しております。

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報

〔売買目的有価証券〕

該当する取引はありません。

〔満期保有目的の債券〕

(単位:百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	2,000	1,998	△ 1	2,499	2,493	△ 6
	地方債	500	499	0	500	497	△ 2
	社債	—	—	—	996	988	△ 7
	合 計	2,500	2,497	△ 2	3,996	3,980	△ 15

〔その他有価証券〕

(単位:百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	511	440	71	354	295	58
	債券	1,617	1,604	13	—	—	—
	国債	526	516	10	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,091	1,088	2	—	—	—
	その他の証券	581	561	19	897	865	31
	小 計	2,709	2,606	103	1,251	1,161	90
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	769	921	△ 152	1,004	1,169	△ 165
	債券	6,307	6,576	△ 269	7,003	7,571	△ 568
	国債	1,921	2,029	△ 108	2,049	2,327	△ 277
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	4,385	4,546	△ 160	4,953	5,244	△ 290
	その他の証券	5,457	6,602	△ 1,144	4,055	4,834	△ 778
	小 計	12,534	14,100	△ 1,566	12,063	13,576	△ 1,512
合 計	15,244	16,706	△ 1,462	13,314	14,737	△ 1,422	

②金銭の信託の時価情報

〔運用目的の金銭の信託〕

該当する取引はありません。

〔満期保有目的の金銭の信託〕

該当する取引はありません。

〔その他の金銭の信託〕

(単位:百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,000	1,000	—	—	—	1,000	1,000	—	—	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

①投資信託残高 (ファンドラップ含む)

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	—	10

(注) 投資信託残高(ファンドラップ含む)は「約定日基準」に基づく算出です。

②残高有り投資信託口座数

(単位:口座)

	令和6年度	令和7年度
残高有り投資信託口座数	—	31

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
生	終 身 共 済	10,931	96,459,767	10,889	91,094,578
	定 期 生 命 共 済	280	2,731,600	266	2,555,050
	養 老 生 命 共 済	2,542	18,458,403	2,249	16,131,650
	(うちこども共済)	(1,113)	(5,619,400)	(1,070)	(5,005,200)
命	医 療 共 済	6,285	3,615,600	6,264	3,250,000
	が ん 共 済	367	120,500	509	102,500
	定 期 医 療 共 済	219	709,400	208	681,200
	介 護 共 済	911	1,286,374	949	1,441,498
系	認 知 症 共 済	127		122	
	生 活 障 害 共 済	43		39	
	特 定 重 度 疾 病 共 済	152		158	
	年 金 共 済	4,589	50,000	4,348	50,000
建 物 更 生 共 済		23,136	283,073,978	22,554	279,848,615
合 計		49,582	406,505,624	48,555	395,155,091

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
医 療 共 済	6,285	30,370	6,264	26,963	
		429,158		512,074	
が ん 共 済	367	2,473	509	2,153	
				22,640	
定 期 医 療 共 済	219	1,074	208	1,017	
合 計	6,871	33,917	6,981	30,133	
		429,158		534,714	

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。(医療共済及びがん共済の「金額」欄は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額(がん共済は令和7年より)、定期医療共済の「金額」欄は入院共済金額を記載しています。)

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
介 護 共 済	911	2,199,879	949	2,410,100
認 知 症 共 済	127	247,700	122	224,700
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)	23	267,500	21	250,500
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)	20	26,000	18	24,100
特 定 重 度 疾 病 共 済	152	258,900	158	256,900

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
年 金 開 始 前	2,738	1,582,140	2,579	1,459,847
年 金 開 始 後	1,851	1,105,314	1,769	1,020,436
合 計	4,589	2,687,455	4,348	2,480,284

(注) 「金額」欄は、年金年額について記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度			令和7年度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	1,143	12,347,950	12,613	1,134	12,352,800	12,679
自 動 車 共 済	8,326	/	339,648	8,407	/	347,585
傷 害 共 済	16,881	61,501,000	4,164	17,010	59,351,500	4,031
定 額 定 期 生 命 共 済	2	8,000	40	2	8,000	47
賠 償 責 任 共 済	290	/	722	279	/	723
自 賠 責 共 済	2,183	/	35,198	2,145	/	35,214
合 計	28,825	/	392,388	28,977	/	400,282

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

①買取購買品

(単位：千円)

種 類		令和6年度	令和7年度	
		取 扱 高	取 扱 高	
生 産 物 資	肥 料	338,230	352,033	
	農 薬	220,668	245,861	
	飼 料	40,254	30,263	
	農 業 機 械	261,654	346,711	
	燃 料	1,329,777	1,356,239	
	生 産 資 材 等	458,652	498,404	
	計	2,649,239	2,829,512	
生 活 物 資	食 品	米	597,550	-
		そ の 他 食 品	69,224	1,147,790
	L P ガ ス	245,130	245,866	
	葬祭・その他生活	440,447	439,041	
	計	1,352,352	1,832,698	
合 計		4,001,591	4,662,211	

(注) 取扱高は総額で記載しており、収益認識基準に基づく損益計算書の供給高とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

①受託販売品

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度
	取 扱 高	取 扱 高
米	1,406,244	2,070,614
豆 ・ 雑 穀	61,783	91,560
野 菜	976,163	996,544
果 実	107,049	96,283
花 き ・ 花 木	1,861,419	1,823,524
畜 産 物	206,426	167,502
J A グ リ ー ン	236,437	249,915
合 計	4,855,523	5,495,946

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度
	取 扱 高	取 扱 高
野 菜	16,051	18,490
合 計	16,051	18,490

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
収 益	20,238	16,695
費 用	7,538	6,127
差 引	12,700	10,568

(4) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
ライスセンター	収益	58,732	63,528
	費用	49,176	43,796
	差引	9,555	19,732
予冷庫・冷蔵庫	収益	7,660	8,189
	費用	4,548	1,191
	差引	3,111	6,998
精 米	収益	5,156	6,109
	費用	1,522	1,500
	差引	3,634	4,608
宅 配 便	収益	314	306
	費用	—	—
	差引	314	306
種子センター	収益	74,562	121,944
	費用	69,493	114,287
	差引	5,069	7,657
育苗センター	収益	32,602	33,420
	費用	24,198	27,687
	差引	8,404	5,733
授 精 所	収益	30,057	28,500
	費用	20,895	19,025
	差引	9,162	9,475
そ の 他	収益	219	206
	費用	114	47
	差引	104	159

(注)その他は、登録事業、加工センター、球根の温湯処理利用料等です。

(5) その他の事業取扱実績

指導事業

(単位:千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 入	補 助 金	615	541
	実 費 収 入	2,755	2,807
	合 計	3,370	3,348
支 出	営 農 改 善 費	2,567	2,716
	生 活 改 善 費	200	331
	組 織 強 化 費	17,210	16,916
	農 政 活 動 費	698	764
	教 育 情 報 費	9,032	9,182
	健 康 活 動 費	3,699	3,433
	そ の 他	3,738	3,893
	合 計	37,146	37,238
差 引		△ 33,775	△ 33,889

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	令和6年度	令和7年度	増減
総資産経常利益率	0.21	0.20	△ 0.01
資本経常利益率	3.71	3.48	△ 0.23
総資産当期純利益率	0.12	0.14	0.02
資本当期純利益率	2.23	2.43	0.20

(注)

1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金／総資産平均残高×100
4. 資本当期利益率＝当期剰余金／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		令和6年度	令和7年度	増減
貯貸率	期末	10.87	11.05	0.18
	期中平均	10.85	11.25	0.40
貯証率	期末	11.29	11.14	△ 0.15
	期中平均	10.43	12.45	2.02

(注)

1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	8,123,922	8,251,933
うち、出資金及び資本準備金の額	3,323,808	3,281,268
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	4,881,401	5,076,467
うち、外部流出予定額 (△)	44,372	43,642
うち、上記以外に該当するものの額	△36,915	△62,160
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,589	5,366
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,589	5,366
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	8,128,512	8,257,299
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	200	17,980
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	200	17,980
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

項 目	令和6年度	令和7年度
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	200	17,980
自己資本		
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	8,128,311	8,239,318
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	54,446,747	54,221,833
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,767,295	2,206,986
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	58,214,043	56,428,819
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	13.96%	14.60%

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和7年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット (標準的手法)		令和6年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	806,028	—	—	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,544,428	—	—	
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,374,554	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	6,976,512	—	—	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	2,306	230	9	
地方三公社向け	500,056	—	—	
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	120,809,939	24,161,988	966,479	
法人等向け	5,923,102	2,989,648	119,585	
中小企業等向け及び個人向け	742,148	312,874	12,514	
抵当権付住宅ローン	8,612	3,014	120	
不動産取得等事業向け	—	—	—	
三月以上延滞等	89	—	—	
取立未済手形	11,550	2,310	92	
信用保証協会等保証付	5,341,802	526,384	21,055	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	
共済約款貸付	—	—	—	
出資等	1,753,273	1,753,273	70,131	
(うち出資等のエクスポージャー)	1,753,273	1,753,273	70,131	
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	
上記以外	10,826,607	19,730,918	789,236	
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	5,818,844	14,547,110	581,884	
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	117,439	293,598	11,743	
(うち上記以外のエクスポージャー)	4,890,324	4,890,209	195,608	

信用リスク・アセット (標準的手法)	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
証券化	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	4,966,105	4,966,105	198,644
(うちルックスルー方式)	4,966,105	4,966,105	198,644
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額	—	—	—
他の金融機関等の対象資本 調達手段に係るエクスポー ジャーに係る経過措置によりリ スク・アセットの額に算入され なかったものの額(△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクス ポージャー別計	167,587,119	54,446,747	2,177,869
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
中央清算機関関連エクスポー ジャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	167,587,119	54,446,747	2,177,869
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	3,767,295	150,691	
所要自己資本額	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	58,214,043	2,328,561	

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{(粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する

所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和7年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,768,015	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,633,550	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,375,780	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	7,031,477	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	500,056	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	118,765,946	24,163,544	966,541
(うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け)	100,644	30,193	1,207
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	6,452,100	3,401,101	136,044
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	1,213,949	794,060	31,762
(うちトランザクター向け)	16,590	7,465	298
不動産関連向け	1,507,585	528,033	21,121
(うち自己居住用不動産等向け)	1,506,024	527,096	21,083
(うち賃貸用不動産向け)	1,561	936	37
(うち事業用不動産関連向け)	—	—	—
(うちその他不動産関連向け)	—	—	—
(うちADC向け)	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	4,037	253	10
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
取立未済手形	10,392	2,078	83
信用保証協会等による保証付	5,175,052	508,623	20,344
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	1,856,838	1,856,838	74,273
共済約款貸付	—	—	—

		令和7年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	上記以外	9,210,672	18,179,850	727,194
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	5,818,844	14,547,110	581,884
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	160,607	401,519	16,060
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	3,231,220	3,231,220	129,248
	証券化	—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(短期STC要件適用分)	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	4,790,685	4,787,448	191,497
	(うちルックスルー方式)	4,790,685	4,787,448	191,497
	(うちマンデート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー計	166,296,142	54,221,833	2,168,873
	CVAリスク相当額÷8%(簡便法)	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)	166,296,142	54,221,833	2,168,873

	令和7年度	
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	2,206,986	88,279
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
	56,428,819	2,257,152

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額 の合計額を8%で除して得た額	2,206,986
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額	88,279
BI	1,471,324
BIC	176,558

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の 公共部門向け エクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向け エクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向け エクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向け エクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー(地域別, 業種別, 残存期間別)及び
延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国 内	161,420,691	17,107,379	10,705,529	—	89	160,307,148	17,225,798	11,594,484	—	4,037
国 外	1,200,321	—	—	—	—	1,198,307	—	—	—	—
地域別残高計	162,621,013	17,107,379	10,705,529	—	89	161,505,456	17,225,798	11,594,484	—	4,037
法人	農業	281,045	281,045	—	—	327,680	327,680	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	1,210,991	—	502,275	—	1,518,292	—	698,580	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	88,589	—	—	—	80,208	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,058,838	—	989,437	—	1,006,779	—	990,794	—	—
	運輸・通信業	3,179,644	10,157	2,907,689	—	3,157,306	16,878	2,908,952	—	—
	金融・保険業	122,100,439	2,000,391	1,303,402	—	120,112,199	2,000,320	1,505,118	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	624,579	—	447,170	—	922,403	—	655,981	—	—
	日本国政府・地方公共団体	11,786,164	7,230,611	4,555,553	—	12,156,119	7,321,061	4,835,057	—	—
上記以外	10,824,377	167,983	—	—	9,654,680	149,915	—	—	—	
個 人	7,417,190	7,417,190	—	—	89	7,409,941	7,409,941	—	—	4,037
その他	4,049,152	—	—	—	—	5,159,844	—	—	—	—
業種別残高計	162,621,013	17,107,379	10,705,529	—	89	161,505,456	17,225,798	11,594,484	—	4,037
1年以下	118,729,819	200,248	300,354	—	—	119,565,110	181,481	3,403,674	—	—
1年超3年以下	4,439,895	734,510	3,705,385	—	—	3,683,938	778,160	2,905,778	—	—
3年超5年以下	3,110,296	1,605,588	1,504,708	—	—	2,680,452	2,078,466	601,986	—	—
5年超7年以下	2,999,418	1,849,491	1,149,926	—	—	2,833,481	1,575,792	1,257,688	—	—
7年超10年以下	6,151,439	4,027,407	2,124,031	—	—	5,899,737	3,888,270	2,011,467	—	—
10年超	10,354,624	8,433,500	1,921,123	—	—	9,889,688	8,475,799	1,413,889	—	—
期限の定めのないもの	16,835,519	256,632	—	—	—	16,953,047	247,827	—	—	—
残存期間別残高計	162,621,013	17,107,379	10,705,529	—	—	161,505,456	17,225,798	11,594,484	—	—

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	1,258	4,589	—	1,258	4,589	4,589	5,366	—	4,589	5,366

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:千円)

区 分	令和6年度						令和7年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
国 内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・ 不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス ・熱供給 ・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・ 通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・ 保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売 ・飲食 ・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

⑤信用リスク・アセット残高内訳表

[令和7年度]

(単位:千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	1,768,015	—	1,768,015	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	6,633,550	—	6,633,550	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	1,375,780	—	1,375,780	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	7,031,477	—	7,031,477	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10~20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	500,056	—	500,056	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	118,765,946	—	118,765,946	—	24,163,544	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20~150	100,644	—	100,644	—	30,193	30
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	6,452,100	—	6,452,056	—	3,401,101	53
(うち特定貸付債権向け)	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	1,194,173	197,759	888,804	19,775	794,060	87
(うちトランザクター向け)	45	—	165,900	—	16,590	7,465	45
不動産関連向け	20~150	1,507,585	—	1,507,552	—	528,033	35
(うち自己居住用不動産等向け)	20~75	1,506,024	—	1,505,991	—	527,096	35
(うち賃貸用不動産向け)	30~150	1,561	—	1,561	—	936	60
(うち事業用不動産関連向け)	70~150	—	—	—	—	—	—
(うちその他不動産関連向け)	60	—	—	—	—	—	—
(うちADC向け)	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50~150	4,037	—	169	—	253	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	10,392	—	10,392	—	2,078	20
信用保証協会等による保証付	0~10	5,175,052	—	5,086,228	—	508,623	10

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	1,856,838	—	1,856,838	—	1,856,838	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	9,210,672	—	9,210,672	—	18,179,850	197
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	5,818,844	—	5,818,844	—	14,547,110	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	160,607	—	160,607	—	401,519	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	3,231,220	—	3,231,220	—	3,231,220	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	4,790,685	—	4,790,685	—	4,787,448	100
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	54,221,833	—

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

⑥ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後
 および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
 [令和7年度] (単位:千円)

	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)																											
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計													
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,633,550	—	—	—	—	—	6,633,550	—	—	—	—	—	—	—	—													
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,375,780	—	—	—	—	—	1,375,780	—	—	—	—	—	—	—	—													
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—													
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計												
我が国の地方公共団体向け	7,031,477	—	—	—	—	—	—	7,031,477	—	—	—	—	—	—	—	—												
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—												
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—												
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—												
地方三公社向け	500,056	—	—	—	—	—	—	500,056	—	—	—	—	—	—	—	—												
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計												
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—												
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計										
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	116,663,767	100,644	2,001,454	—	—	—	—	81	118,765,946	—	—	—	—	—	—	—	—											
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	100,644	—	—	—	—	—	—	100,644	—	—	—	—	—	—	—	—											
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計										
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—											
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計								
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	490,696	4,965,561	702,468	—	—	293,330	—	—	1	6,452,056	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
	100%	150%	250%	400%	その他	合計	100%	150%	250%	400%	その他	合計	100%	150%	250%	400%	その他	合計										
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
株式等	—	—	1,856,838	—	—	—	—	—	—	1,856,838	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
	45%	75%	100%	その他	合計	45%	75%	100%	その他	合計	45%	75%	100%	その他	合計	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	16,590	320,677	511,337	59,976	908,580	16,590	320,677	511,337	59,976	908,580	16,590	320,677	511,337	59,976	908,580	16,590	320,677	511,337	59,976	908,580								
(うちトランザクター向け)	16,590	—	—	—	16,590	—	—	—	—	16,590	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計		
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	1,505,840	—	—	—	—	—	—	—	151	1,505,991	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計				
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	1,561	—	—	—	—	—	—	1,561	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	60%	その他	合計	60%	その他	合計	60%	その他	合計	60%	その他	合計	60%	その他	合計	60%	その他	合計	60%	その他	合計	60%	その他	合計				
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	100%	150%	その他	合計	100%	150%	その他	合計	100%	150%	その他	合計	100%	150%	その他	合計	100%	150%	その他	合計	100%	150%	その他	合計				
不動産関連向けうちADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	50%	100%	150%	その他	合計	50%	100%	150%	その他	合計	50%	100%	150%	その他	合計	50%	100%	150%	その他	合計	50%	100%	150%	その他	合計			
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	169	—	—	—	—	—	—	—	169	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	0%	10%	20%	100%	その他	合計	0%	10%	20%	100%	その他	合計	0%	10%	20%	100%	その他	合計	0%	10%	20%	100%	その他	合計				
現金	1,768,015	—	—	—	—	—	1,768,015	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
取立未済手形	—	—	10,392	—	—	—	10,392	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
信用保証協会等による保証付	—	5,085,434	—	—	—	—	5,085,434	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

⑦信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウエイト 0%	—	17,616,441	17,616,441
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	5,266,148	5,266,148
	リスク・ウエイト 20%	489,340	120,821,490	121,310,830
	リスク・ウエイト 35%	—	8,612	8,612
	リスク・ウエイト 50%	5,060,537	—	5,060,537
	リスク・ウエイト 75%	—	417,166	417,166
	リスク・ウエイト 100%	100,041	6,904,953	7,004,994
	リスク・ウエイト 150%	—	—	—
	リスク・ウエイト 250%	—	5,936,283	5,936,283
	その他	—	—	—
	リスク・ウエイト 1250%	—	—	—
合計	5,649,919	156,971,094	162,621,013	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位:千円)

リスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	141,578,398	—	—	141,185,621
40%～70%	6,968,576	165,900	10%	6,985,166
75%	1,024,355	26,162	10%	1,023,145
80%	—	—	—	—
85%	39,725	—	—	39,725
90%～100%	805,355	1,600	10%	804,667
105%～130%	—	—	—	—
150%	169	—	—	169
250%	1,856,838	—	—	1,856,838
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	1,588	4,097	10%	1,311
合計	152,275,007	197,759	10%	151,896,645

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	500,056	—
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	9,919	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	9,919	500,056	—

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：千円)

区 分	令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	500,056	—
金融機関、第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向け を含む。)	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人 向け	18,939	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産 等向けを除く。)	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクス ポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	18,939	500,056	—

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法(SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVA又は簡便法をいう。)の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出することとしていますが、該当する取引はありません。

◇CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要(CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。)

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

8. マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

リスク管理の方針および手続の概要については、「7. リスク管理の状況」に記載しています。

◇BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無
(特殊損失を除外した場合には、その理由も含む)
該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金又は直接償却の設定をしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	6,210,543	6,210,543	6,210,613	6,210,613
合 計	6,210,543	6,210,543	6,210,613	6,210,613

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
エクスポージャーに関する事項

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	4,966,105	4,790,685
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、有価証券の金利リスクによるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、
当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく
定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	247	672	159	177
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化	461	850		
4	フラット化	20	63		
5	短期金利上昇	105	302		
6	短期金利低下	413	646		
7	最大値	461	850	159	177
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,239		8,128	

【役員等の報酬体系】

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:千円)

	支給総額 (注 2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注 1)に対する報酬等	59,952	4,996

(注 1) 対象役員は、理事 28 名、監事 6 名です。

(注 2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬 (基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(組合員組織代表者、組合員代表者、学識経験者から選出された委員4人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、任期ごとに役員退任給与支給内規に基づき算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

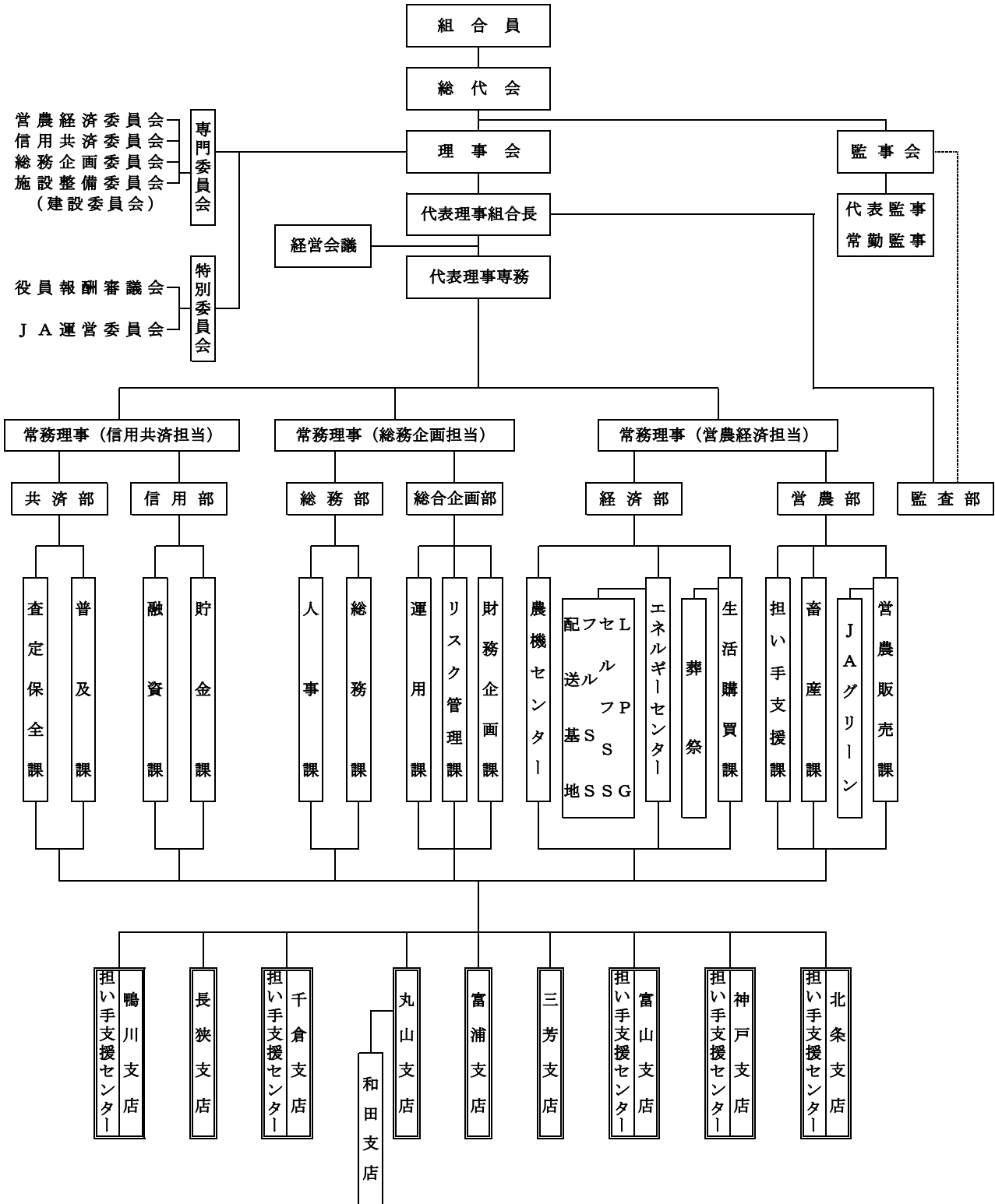
開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けられるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

【JAの概要】

1. 機構図

令和8年4月1日



2. 役員一覧

(令和8年4月1日現在)

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	就任年月日	任期満了年月日	備考	
						実・認※	
代表理事 組合長	松元 善一	非常勤	有	R7年3月22日	R10年 通常総代会日	実	実務精通者
代表理事 専務	佐野 富雄	常勤	有	〃	〃	実	実務精通者
常務理事	飯塚 和夫	常勤	無	〃	〃	認	総務企画担当理事・実務精通者
常務理事	谷貝 孝雄	常勤	無	〃	〃	実	信用共済担当理事・実務精通者
常務理事	福原 義和	常勤	無	〃	〃	実	営農経済担当理事・実務精通者
理事	石崎てい子	非常勤	無	〃	〃		女性・営農経済委員
理事	山田 和明	非常勤	無	〃	〃	認	総務企画・施設整備・建設委員
理事	早川 善行	非常勤	無	〃	〃	認	営農経済委員
理事	中間 勝幸	非常勤	無	〃	〃	実	信用共済委員
理事	足達 崇	非常勤	無	〃	〃	認	信用共済委員
理事	羽山健一郎	非常勤	無	〃	〃	認	営農経済委員
理事	鈴木 庸治	非常勤	無	〃	〃	実	営農経済委員
理事	小柴 祥司	非常勤	無	〃	〃	実	総務企画・施設整備・建設委員
理事	安田真智子	非常勤	無	〃	〃	実	女性・総務企画委員
理事	池田 善弘	非常勤	無	〃	〃	実	信用共済委員・嘱託職員
理事	小澤 初男	非常勤	無	〃	〃	実	総務企画委員
理事	鎌田 哲夫	非常勤	無	〃	〃	実	営農経済委員
理事	高木 豊	非常勤	無	〃	〃	認	営農経済委員
理事	渡辺 高享	非常勤	無	〃	〃	実	総務企画・施設整備・建設委員
理事	森 聰	非常勤	無	〃	〃	実	営農経済委員
理事	長谷川俊一	非常勤	無	〃	〃	実	信用共済委員
理事	佐藤多恵子	非常勤	無	〃	〃	実	女性・営農経済委員
理事	川名 千秋	非常勤	無	〃	〃	実	総務企画・建設委員
理事	古市 一雄	非常勤	無	〃	〃	実	信用共済・施設整備・建設委員
理事	久保 裕敬	非常勤	無	〃	〃	実	総務企画委員
理事	佐瀬 秀男	非常勤	無	〃	〃	実	営農経済委員
女性理事	小坂千枝子	非常勤	無	〃	〃	実	女性・信用共済委員・パート職員
女性理事	木下千鶴子	非常勤	無	〃	〃		女性・営農経済委員
代表監事	錦織 英光	非常勤		〃	〃		
監事	岡田 良行	常勤		〃	〃		実務精通者・常勤監事
監事	鈴木 衛	非常勤		〃	〃		
監事	三浦 庸一	非常勤		〃	〃		
監事	松井 寛徳	非常勤		〃	〃		
監事	鎌寄 美光	非常勤		〃	〃		員外監事

※実・実践的能力者

※認・認定農業者

3. 会計監査人の名称

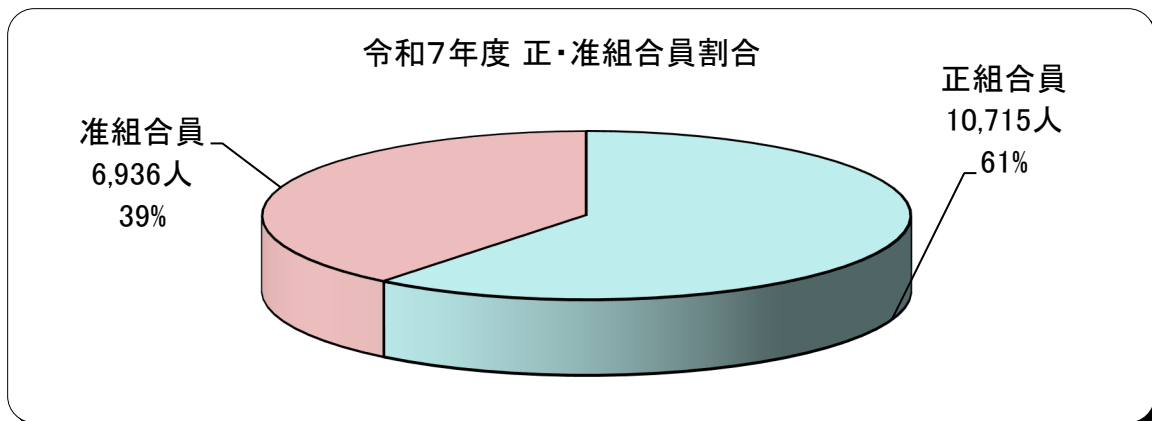
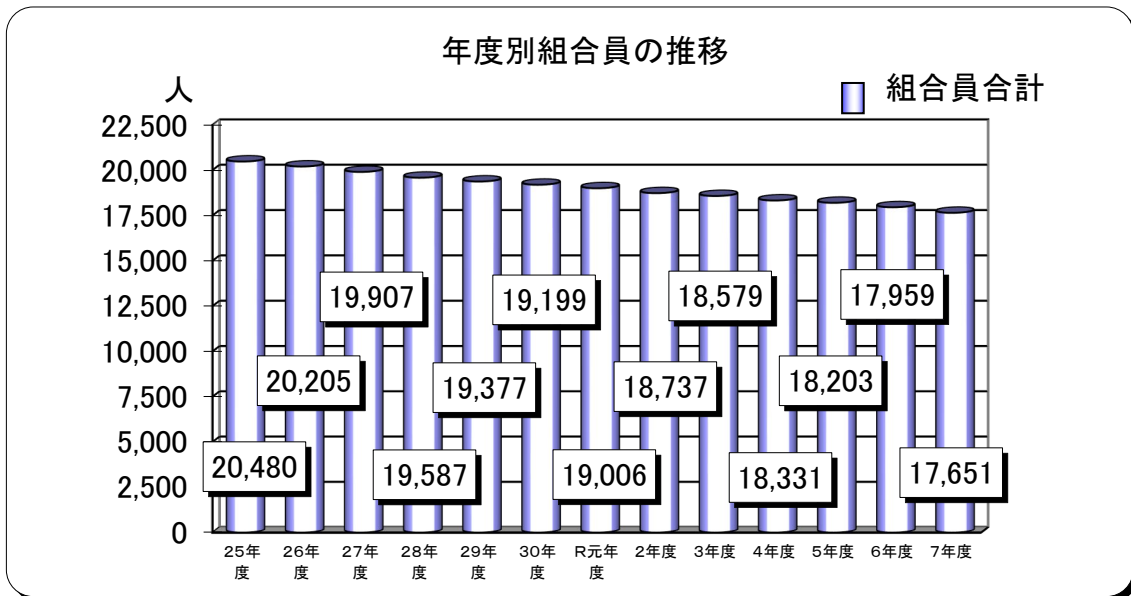
みのり監査法人(令和8年3月現在)

所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町14階

4. 組合員数

(単位:組合員数)

資格区分	令和6年度末	令和7年度末	増減
正組合員	10,971	10,715	△ 256
個人	10,881	10,620	△ 261
法人	90	95	5
准組合員	6,988	6,936	△ 52
個人	6,893	6,838	△ 55
法人	95	98	3
計	17,959	17,651	△ 308



5. 組合員組織の状況

組合員組織

組 織 名		構成員数	組 織 名		構成員数	
花 卉 部		541 名	野 菜 部 会		646 名	
専 門 部 会	ス ト ッ ク 部 会		専 門 部 会	菜 の 花 部 会		
	菜 の 花 部 会			し し と う 部 会		
	ス ナ ッ プ 部 会			い ち ご 部 会		
	ス タ ー チ ス 部 会			枝 豆 部 会		
	カ ー ネ ー シ ョ ン 部 会			温 室 び わ 組 合		32 名
	き ん せ ん か 部 会		伏 姫 和 牛 改 良 組 合		23 名	
女 性 部		152 名	酪 農 部 会		5 名	
青 年 部		15 名	年 金 友 の 会		9,051 名	
J A グ リ ー ン 産 直 友 の 会		567 名	グ ラ ウ ン ド ・ ゴ ル フ 友 の 会		139 名	

地区組合員組織

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
館山市いちじく組合	4 名	南房総市丸山農業研究会	10 名
館山市水稻受託組合	15 名	鴨川ビニールハウス研究会	14 名
三芳柑橘組合	27 名	JA安房鴨川水稻種子生産部	27 名
房総里味米栽培グループ	11 名	JA安房鴨川水稻研究会	41 名
JA安房丸山柑橘部会	19 名	JA安房鴨川農地受託者協議会	40 名
千倉柑橘組合	11 名	ベトナム出荷者部会	26 名
JA安房鴨川柑橘部会	6 名		

当JAの組合員組織を記載しています。

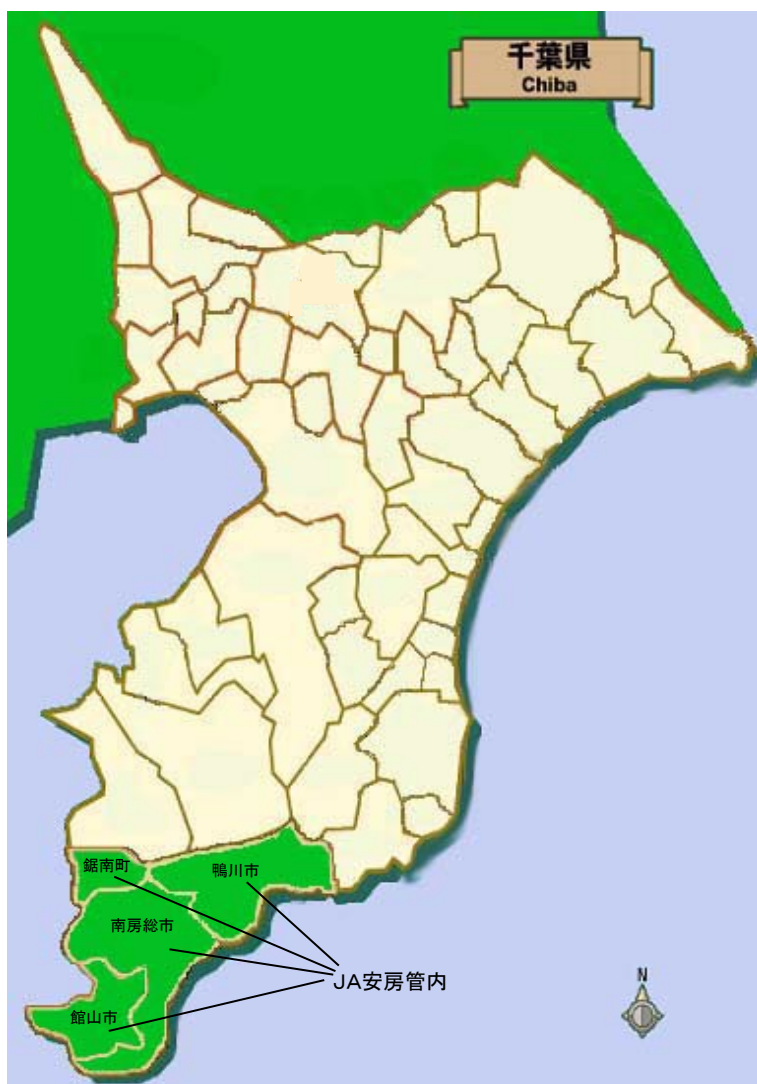
6. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

7. 地区一覧

館山市 }
南房総市 } 全域
鋸南町 }
鴨川市 }

JA安房の場所



8. 沿革・あゆみ

年	月	日	項	目
平成8年	4	月 1 日	安房農業協同組合発足	
平成9年	1	月 1 日	J A安房・安房畜協合併	
	5	月 12 日	勝山支店新装オープン	
平成10年	5	月 27 日	J A安房年金友の会設立	
	6	月 19 日	J A安房花卉部設立	
	8	月 3 日	館山ライスセンターオープン	
平成11年	3	月 4 日	館山育苗センターオープン	
平成12年	4	月 1 日	訪問介護ステーション事業開始	
平成13年	6	月 1 日	J A安房ししとう部会設立	
	6	月 28 日	とみやまふれあいSSオープン	
	12	月 4 日	J A安房カーネーション部会設立	
	12	月 12 日	J A安房金仙花部会設立	
平成14年	9	月 20 日	J A安房農薬安全対策本部設置	
	12	月 16 日	J A安房共選部会連絡協議会設立	
	12	月 30 日	小湊支店新装オープン	
平成15年	9	月 29 日	豊房支店ATM設置	
平成16年	8	月 10 日	J A安房いちご部会設立	
平成17年	3	月 26 日	機構改革により店舗統廃合実施	
	4	月 8 日	J Aグリーン館山店オープン	
平成18年	1	月 10 日	千倉支店新装オープン	
	7	月 13 日	虹のホール丸山オープン	
平成19年	4	月 9 日	白浜支店新装オープン	
	4	月 19 日	米立体低温倉庫竣工	
	4	月 19 日	花卉集出荷場竣工	
平成20年	9	月 11 日	館山給油所セルフオープン	
平成21年	3	月 1 日	J A安房・J A鴨川合併	
	7	月 17 日	J A安房青年部設立	
	12	月 6 日	真空予冷装置・保冷設備竣工	
平成22年	3	月 23 日	北条支店新装オープン	
平成23年	10	月 19 日	合併15周年記念感謝のつどい開催	
平成24年	1	月 17 日	虹のホール安房オープン	
	8	月 1 日	南房総農業支援センター設立	
平成25年	3	月 12 日	和田支店新装オープン	
	8	月 1 日	和田給油所セルフオープン	
	11	月 19 日	営農用燃料配送基地オープン	
平成26年	10	月 2 日	丸山支店増改築オープン	
平成27年	12	月 25 日	富浦支店新装オープン	
平成28年	1	月 9 日	合併20周年記念式典	
平成29年	10	月 10 日	安房一豆(枝豆)生産・販売開始	
平成30年	12	月 28 日	J Aグリーン館山店新装オープン	
令和元年	6	月 27 日	J A安房枝豆部会設立	
令和2年	6	月 22 日	情報セキュリティシステム導入	
令和3年	1	月 18 日	神戸支店野菜・花き集出荷場施設竣工	
令和4年	7	月 28 日	南房ライスセンター事務所竣工	

年	月	日	項	目
令和6年	11月	16日	小湊支店を鴨川支店へ統合	
	12月	2日	和田支店を丸山支店の出張所化	
令和7年	6月	21日	機構改革により店舗統廃合実施	
	7月	3日	金融移動店舗車運行開始	

9. 店舗等のご案内

(令和8年4月1日現在)

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	ATM 設置台数
本 店	館山市安東72番地	0470-24-9111	1 台
北 条 支 店	館山市北条 2032-1	0470-22-8249	1 台 店舗外 1 台
神 戸 支 店	館山市佐野 2260-1	0470-28-0559	1 台 店舗外 1 台
富 山 支 店	南房総市久枝 50	0470-57-2621	1 台 店舗外 2 台
三 芳 支 店	南房総市谷向 56	0470-36-2211	1 台
富 浦 支 店	南房総市富浦町原岡 881-1	0470-33-3311	1 台
丸 山 支 店	南房総市岩糸 2601-1	0470-46-4111	1 台
千 倉 支 店	南房総市千倉町瀬戸 2712-31	0470-44-1131	1 台 店舗外 1 台
和 田 支 店	南房総市和田町下三原 390-6	0470-47-3811	1 台
長 狭 支 店	鴨川市松尾寺 465-1 (令和8年4月20日より 鴨川市松尾寺452-1へ 移転)	04-7097-1147	1 台
鴨 川 支 店	鴨川市八色 557-1	04-7092-3531	1 台 店舗外 2 台

JA安房 ディスクロージャー誌 (2026年)

2026年4月発行

安房農業協同組合

編集発行

総務部 総務課

千葉県館山市安東72番地

電話 0470-24-9111



JA安房

〒294-0005

千葉県館山市安東72番地

安房農業協同組合

TEL 0470-24-9111

ホームページ

<https://www.ja-awa.or.jp>

